

第 1 9 4 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 平 成 1 9 年 1 2 月 1 1 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成19年12月11日 午前10時00分開議
午後 3時49分散会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（27人）

委員長	白井二郎	副委員長	澤藤一雄
委員	高田正俊	委員	目時睦男
"	新谷泰造	"	新谷功
"	馬場重利	"	山本留義
"	千賀武由	"	菊池広志
"	富岡修	"	佐々木隆徳
"	野呂泰喜	"	岡崎健吾
"	鎌田ちよ子	"	工藤孝夫
"	横垣成年	"	富岡幸夫
"	斉藤孝昭	"	中村正志
"	浅利竹二郎	"	半田義秋
"	川端一義	"	山崎隆一
"	川端澄男	"	村川壽司
"	村中徹也		

○欠席委員（3人）

委員	川下八十美	委員	佐々木肇
"	菊池一郎		

○説明のため出席した者

副市長	田頭肇
収入役	田中實
教育長	牧野正藏
公営企業管理者	杉山重一
代表監査委員	菊池十三四夫
総務部長	齋藤純
総務部税務調整監	佐藤忠美

總務部理事出納室長	西堀敏夫
企画部長	阿部昇
企画部理事	近原芳栄
民生部長	佐藤吉男
保健福祉部長	佐藤節雄
經濟部部長	佐藤純一
建設部長	成田豊
建設部理事	石田三男
教育部長	新谷加水
公営企業局長	小川照久
總務部副理事管財課長	新谷正幸
企画部次長	千船藤四郎
企画部副理事財政課長	鈴木克郎
經濟部副理事農林畜産課長	櫛引恒久
建設部副理事土木課長	太田信輝
監査委員事務局次長	柳谷正尚
農業委員会事務局長	村川修司
教育委員会事務局副理事長 図書館	高橋まり子
教育委員会事務局副理事長 中央公民館	佐藤敏
教育委員会事務局副理事長 生涯学習課	長谷川博
教育委員会事務局副理事長 総務課	安藤哲雄
教育委員会事務局副理事長 市民入水一ツ課	成田晴光
教育委員会事務局副理事長 学務課	須藤徹哉
教育委員会事務局副理事長 学校教育課	宮木則男
公営企業局副理事総務課長	石田武男
總務部防災調整課長	八重樫明子
總務部稅務課長	對馬映子
民生部環境対策課長	清藤巡一
經濟部農林畜産課總括主幹	室館利光
經濟部水産課長	笠井哲哉
經濟部商工觀光課長	中嶋達朗

建設部都市計画課長	山本伸一
建設部建築課長	鏡谷晃
建設部建築課総括主幹	望月操
農業委員会事務局次長	吉田薫
教育委員会事務局 生涯学習課総括主幹	小鳥孝之
川内庁舎所長	工藤昭治
川内庁舎産業振興課長	小濱琴一
大畑庁舎所長	伴邦雄
脇野沢庁舎所長	船澤桂逸
脇野沢庁舎産業振興課長	片山元
脇野沢庁舎教育委員会教育課長	山崎秀春
建設部用地課課長補佐	中川敏雄
建設部用地課国土調査係長	樋山政之
教育委員会学校教育課 課長補佐	佐々木薫
総務部総務課長	松尾秀一
総務部総務課行政係長	吉田真
総務部総務課行政係主査	澁田剛

○事務局出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	工藤昌志	総括主幹	柳田諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務係主査	濱村勝義
調査係主査	石田隆司	議事係主査	井戸向秀明

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。
ただいまの出席委員は26人で定足数に達しております。

これより7日に引き続き議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出
決算の審査を行います。

7日は第5款労働費までの質疑が終わっておりますので、本日は第6款農
林水産業費から審査してまいります。

それでは、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業
委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(村川修司) 決算書の164ページをお開きください。
農業委員会費についてご説明いたします。

農業委員及び農業委員会運営にかかわる支出で、委員報酬と費用弁償等が
主なものであります。予算額1,610万5,000円に対し、支出済額が1,576万
4,111円、執行率97.8%となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長(白井二郎) 経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 第6款農林水産業費のうち経済部が所管しておりま
す14目について説明させていただきます。164ページをお開き願います。

第6款農林水産業費、第1項農業費のうち第2目農業総務費であります
が、農業振興に従事する職員の人件費のほか農業関係団体への負担金並びに会費
等の支出が主なものであります。

次の166ページの農業振興費は、農業の振興に要する経費でありまして、
19節の負担金補助及び交付金が85%を占めており、支出済額は1,854万
3,003円となっております。その主なものとして、経営不振農協の救済合併
処理対策として農協経営基盤強化総合対策事業費409万8,896円、社団法人む
つ市脇野沢農業振興公社運営費補助金738万8,000円、中山間地域等直接支払
交付金541万337円が支出済額となっております。

同じく166ページから168ページにかけての農地費の支出済額3,539万
7,607円についてであります。農道、用排水路等土地改良に要する経費で
ありまして、川内地区小倉平で実施しました県営ふるさと農道緊急整備事業
費5,600万円のうち、市の負担金1,400万円が主なものであります。

170ページをお開き願います。畜産総務費は、畜産振興に従事する職員の
人件費及び市有牛貸付事業審議会委員報酬であります。

次の畜産振興費は、畜産の振興に要する経費でありまして、主なものとし
て負担金補助及び交付金のうち、バイオマス利活用事業費補助金573万円は、

斗南丘酪農農業協同組合が事業主体となり、家畜排せつ物を適正に処理し、良質な堆肥を生産するための堆肥切り返し作業機の導入に係る補助金であります。また、いのししの館等管理運営業務委託料として社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に505万9,000円を支出しております。そのほか備品購入費として、むつ市堆肥センターに導入したトラクター及びロール牧草切断機に1,533万円、市有牛貸付事業繁殖雌子牛導入に係る黒毛和種2頭の購入代金109万6,150円を支出しております。牧野管理費は、市営牧野及び畜舎の維持管理に要する経費でありまして、主なものは牧野監視人及び作業オペレーター等の賃金1,543万6,370円、ダニ駆除剤、農機具の部品代、修繕料、燃料代などの1,309万2,089円、牧場用土地借上料などの賃借料440万8,050円であります。

174ページの第3項林業費、第1目林業総務費であります。有害鳥獣駆除に要する経費を下北郡猟友会に25万円、青森県猟友会川内支部に21万6,000円を委託料で支出しており、大畑地区で実施しております林業振興対策協議会による植樹に対する56万円を支出しております。

2目林業振興費であります。木材工芸センターに係る指定管理料101万6,000円、平成14年度から平成18年度まで川内地区で実施しました私有林の健全化施策推進のための森林整備地域活動支援推進交付金500万円を支払っております。

3目造林費であります。これは川内地区公有林の森林施策に係る現地調査等に従事する森林保全推進員の賃金217万9,800円、委託料では川内穴畑平、銀杏木地区で実施した健全な森林造成のための枝打ち、除間伐するための委託料1,212万1,200円を委託先の下北地方森林組合及び銀杏木生産森林組合に支出しております。

4目林道費についてであります。県単林道片貝線林道災害復旧工事に要しました工事請負費145万6,350円と市で管理しております林道補修に係る経費であります。

水産総務費についてであります。水産担当職員の人件費と大畑町水産加工業協同組合の整理に伴い、旧大畑町が損失補償した水産加工協同組合損失補償費500万円が主なものであります。

176ページから180ページにかけての水産振興費は、水産振興に要する経費でありまして、主なものは委託料の陸奥湾地区漁場環境保全創造事業業務委託料1,483万6,500円は、平成16年度から3カ年で実施したもので、むつ、川内、脇野沢地区におけるホタテ漁場の海底耕運を行う事業で、国・県から4分の3の補助を受け、3地区で375ヘクタールの耕運を実施したものであり

ます。負担金補助及び交付金は、関根浜沿岸漁業振興対策事業ほか各種事業への補助のほか水産関係団体に対する負担金、補助金、会費であります。

漁港管理費は、漁港の管理に要する経費でありまして、主なものとして浜奥内漁港の浚渫に要した工事請負費798万円を支出しております。また、旧大畑町のフェリー埠頭施設購入に係る契約に基づき、全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会へ平成3年度から平成22年度まで支払うことになっております大畑漁港多目的利用施設整備用地購入費として7,474万7,795円を支出しております。

漁港施設整備費であります。この地域水産物供給基盤整備事業費負担金は、青森県が事業主体となり、脇野沢漁港瀬野地区の泊地や物揚場などを1億円で、及び松川漁港の物揚場や護岸等を事業費2,950万円を実施した費用の市の負担分1,295万円でありまして、同じく青森県が事業主体となり実施しました港整備交付金事業負担金は、宿野部漁港を事業費5,000万円、防波堤の整備及び正津川漁港を事業費2,000万円、沖防波堤の調査に要した市の負担分700万円であります。

また、広域漁港整備事業負担金は、大畑漁港の岸壁の整備に要しました事業費1億4,800万円の市の負担分1,480万円あります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） ページは168ページに戻っていただきます。第6款農林水産業費のうち建設部が所管いたします5目地籍調査事業費についてご説明いたします。この費用は、国土調査法に基づき国庫、県合わせまして4分の3の補助金を充当いたしまして、地籍調査に要した費用でございます。平成18年度は、美里町、十二林、緑ヶ丘の一部、調査面積は315筆、0.65平方キロメートルを実施しております。主なところでは、13節委託料で、これは測量や地籍図及び地籍簿等の作成を委託した経費で609万円を支出しております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最後に報告ありました地籍調査のほうからお尋ねいたします。169ページで、今美里町とか緑ヶ丘が入ったということですが、この地籍調査というのは、全市一応調査をするということを目指して行っているものかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと次ですが、175ページの森林整備地域活動支援交付金、平成14年か

ら平成18年までということではありますが、これは平成19年度以降もこういう項目で支出されるのかどうか、よろしく申し上げます。

そして、最後ですが、181ページのクロソイとかそういう養殖事業であります。実績報告書によりますと、クロソイは100万円で9万6,700尾、そしてアワビのほうは100万円で2万8,000個ということであります。聞くところによると、これはアワビは関係ないかもしれませんが、トロール船という底網漁船が小さいうちにとってしまっていて、放流した分が帰ってこないという話がありまして、そこら辺の実態というのはつかんでいるものかどうかというのをちょっとお聞きいたします。

以上、申し上げます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

合併いたしました旧町村は、既にすべて終了しております。残っているのが旧むつ市でありまして、旧むつ市の場合、全体計画は245.88平方キロメートルとなっております。そのうち国有林地あるいは湖、沼、それから自衛隊等の土地を除く要調査面積は151.70平方キロメートルというふうに把握しております。それで、平成18年度まで126.98平方キロメートル終了しております。旧むつ市の進捗率は83.7%になっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） 森林整備地域活動支援交付金事業についてお答え申し上げます。

当事業は、先ほど部長から説明ありましたとおり、平成14年から平成18年度に川内地区で実施されたものでございます。平成19年度以降も実施かというお尋ねでございますが、平成19年度から5カ年にかけて、対象地域を市内全域に拡大いたしまして、実施予定となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 水産課長。

○経済部水産課長（笠井哲哉） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

アワビにつきましては、大畑、それから関根浜等で稚貝の放流事業を実施して、大畑につきましても平成18年度1,127キログラム、そして金額にいたしますと1,000万円以上の成果を上げております。ただ、小さいアワビ等も採捕しているかということにつきましては、正確な数字とかそういう密漁的な部分での関係は伺ってはおりませんが、今後そういう事態が起こらないように、各単協とも綿密にコミュニケーションを図りながら指導してま

いりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） トロール船の問題につきましては、先月、今月にかけて脇野沢の漁協の組合長さん、あるいは佐井の漁協の組合長さん方と県のほうともいろんな関係で私ども相談をしております。せっかくトドの被害対策として、今まではおどしだけだったのですが、4頭の枠で猟銃で撃つてもよろしいという許可をいただきながら、陸奥湾に入ってくる前にトロール船にとられている可能性が多いのではないかというふうなことで、ただ量は把握しておりませんが、ゆゆしき問題であるというふうには受けとめておりまして、何らかの形で対策を講じなければいけないのではないかと私ども内々にご相談申し上げている状況でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） クロソイに限らずヒラメとかサクラマスとか、こういうのも養殖放流しているようでありますが、私が知っている漁業協同組合長さんと先日話をしたら、何か県許可の底網漁船が1,000隻県内にあるのだそうです。これらは大体14トンクラスの船だそうであります。大型のトロール底網漁船は18隻とか、鱒ヶ沢に4隻、八戸に18隻、これらについては結構水揚げの段階で小さいのは放すというふうな指導は結構国のほうでやっているみたいですけれども、県許可のこの1,000隻、14トン前後の船が結構小さいものまでとってってしまうというふうなことを言うておりましたので、ぜひ市のほうからもそこら辺の指導をしてもらえればというのを要望して終わります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 181ページになります。報償費の九艘泊漁港環境施設清掃作業謝礼と脇野沢漁港環境施設草刈・清掃作業謝礼について、どういう内容なのか、もう少し詳しくお知らせください。

○委員長（白井二郎） 脇野沢庁舎産業振興課長。

○脇野沢庁舎産業振興課長（片山 元） お答えいたします。

九艘泊漁港の環境施設清掃作業につきましては、これは九艘泊の部落会並びに子ども会のほうに随時草刈り、ごみ拾い等をお願いしております。また、脇野沢漁港の環境施設の草刈り、清掃作業につきましては、公園内の草刈り及び便所等の清掃を脇野沢婦人会のほうにお願いしております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 今の話で、お願いに対しての謝礼は必要なのはよくわか

りますが、市内どこの地区でもいろんな奉仕活動をやっている、こういう謝礼制度というのは、たしか今まで聞いたことがなかったのです。脇野沢地区は特別にやっているということは、今までの合併前の例でいいと思うのですが、今後は、今後この謝礼制度はどういうふうを考えているのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 合併前から今の形態でお願いしてあったわけなのですが、ご存じのとおり、九艘泊の船の記念物、古い船を展示しているその建物の管理もお願いしているわけです。他の地区から行っていただくと、さらに経費もかかりますし、建物自体を建設当時からお願している経緯もございますので、九艘泊の部落会に安い経費でお世話になっているというのは事実でございます。ただ、旧むつ市との管理の形態に違いがあるのは私どもも十分承知してございます。合併協定では、5年をめどにいろいろなことを検討しなければいけません、その地域の特殊性もございますので、さらに斉藤委員の言われていることも検討課題としてまいりたいと考えてございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 174ページの大安寺やすらぎの森の草刈り等の作業について伺いたいと思います。この件につきましては、私以前にも伺ったことがあるのですが、現在この管理はまだ個人委託なのでしょうか。それと、この作業は何月から何月まで、そして月に何日作業をするのかお知らせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） 千賀委員の大安寺やすらぎの森に関するお尋ねにお答えいたします。

まず、この管理は委託かということでございますが、市で管理してございます。この決算書にもございませうと、賃金で清掃作業等に対する支払いをしてございます。

何日かと申しますと、清掃作業のほうは1日4時間で157日、それから草刈り作業が延べで79時間実施してございます。開始月日等につきましては、資料を今持ってきてございませうので、後ほどご説明申し上げたいと思います。

○委員長（白井二郎） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 市管理ということなのですが、これはだれかを雇って賃金を払っているのでしょうか。そういう意味でしょうか。それとも市

でなく個人のだれかが賃金を払ってということなのではないでしょうか。

○委員長（白井二郎） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） お答えいたします。

大畑地区の方を臨時的に雇用してお願いしてございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） それでは、この場所なのですが、これは市民に自然環境の保全と活用を図りながら、快適な場を提供して、多面的に利用を図ることが目的でつくられた森でございます。昨年も私お願いしたのでございますが、私がそこに行く日が悪かったのか、そして、よくそこを利用する方の声でございますが、草刈りが非常によくない、ごみの散乱等もひどい。利用する方にも責任がありますが、その清掃等が非常にお粗末だという声も聞きます。そこで、この場所は非行にもつながる可能性のある場所にも見受けられる場所でございます。できるならば以前のようにきちんとした委託管理をして、万全にしてほしいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 農林畜産課長。

○経済部副理事・農林畜産課長（櫛引恒久） お答えいたします。

確かにこの公園につきましては、以前は委託で実施していたものですが、実態的に勘案いたしまして、直営のほうがよろしいのではないかとということで直営に切りかえたわけでございます。ただ、委員ご指摘のとおり、その管理に不適切な部分があるとすれば、それは今後、よりよい環境づくりのために注意を十分に払って対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次は、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 184ページをお開き願います。商工総務費であります。商工観光担当職員の人件費が主なものであります。

同じく184ページから186ページにかけての商工振興費であります。商工業の振興を図るための経費でありまして、主なものは負担金補助及び交付金の3,340万3,695円で、むつ商工会議所の実施する事業への補助金728万5,000円、同じく川内町商工会補助金227万7,000円、大畑町商工会補助金213万500円、脇野沢商工会補助金163万2,000円、市内中小企業の経営安定のため

の中小企業小口資金特別保証制度保証料負担金839万909円及び中小企業事業活性化資金特別保証制度保証料負担金699万2,226円のほか、関連団体への負担金、補助金、会費であります。貸付金2億9,600万円は、市内中小企業の融資の円滑化を図るため、市内の取り扱い銀行、商工組合中央金庫に対する保証制度融資の原資預託であります。

186ページから190ページにかけての観光費であります。観光の振興に要する経費でありまして、主なものは委託料2,541万1,466円で、リフレッシュセンター鱈の里及び野営場指定管理料661万円のほか観光施設の管理に要する経費であります。負担金補助及び交付金1,849万7,200円は、観光客の誘致促進を図るため、市内4観光協会の補助金764万円、下北観光協議会への負担金714万6,000円ほか観光関連団体への負担金、会費であります。

第4目消費者行政推進費は、消費者意識の啓蒙啓発及び消費者保護を目的として設置されたむつ市消費者の会への負担金補助及びみんなの消費生活展実行委員会への負担金が主なものであります。

むつ来さまい館等管理費であります。これは指定管理者への管理委託に伴う施設の補修費用及び4月に開業したむつ来さまい館を含めた3施設の管理委託料が主なものであります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、決算書192ページからの8款土木費についてご説明いたします。

まず、1目の土木総務費でございますが、これは建築課及び下水道課の職員を除く建設部の一般職38人の給与費のほか、土地境界の立ち会いの費用弁償と事務用消耗品費でございます。

次に、2目の建築総務費でございますが、建築課の一般職8人分の給与費のほか、建築の適正指導、建築確認申請及び市有建築物の設計管理の事務に必要な経費を支出しております。

次は、194ページ、2項道路橋りょう費の1目の道路橋りょう総務費でございますが、道路橋りょうの維持管理にかかわるもので、街路灯、ゆとりの駐車帯の管理費のほか、当市が加入しております各種協会の負担金、会費等を支出しております。主なものでございますけれども、11節の需用費、これ

は街路灯8,037灯の電気料といたしまして3,438万7,218円、器具の修繕料1,997万7,937円のほか、ゆとりの駐車帯の水道料、電気料、修繕料、消耗品といたしまして、60万8,567円を支出しております。13節の委託料でございますけれども、合併後の市道認定路線の一元化のため、道路台帳整備委託料3,654万3,150円のほか、駐車帯6カ所にかかわる浄化槽等の点検保守及び清掃業務の委託料といたしまして225万8,954円を支出しております。15節の工事請負費、これは街路灯22灯の新設工事費でございます。なお、このほかに寄贈分32灯も設置しております。

2目の道路維持費でございますけれども、これは市道、生活道及び水路等の維持補修にかかわる経費と除排雪作業の委託料等でございます。主なところでは11節の需用費、これは冬期間の坂道対策といたしまして、ロードヒーティングの電気料742万2,131円のほか流融雪溝、それに川内地区排水ポンプと除雪機の燃料費及び除雪機の修繕料でございます。13節の委託料、これは除排雪委託料といたしまして、1億4,583万円余りのほか、砂利敷等の道路維持補修委託料8,231万円余のほか、市道3路線の整備のための測量設計委託料でございます。196ページの15節工事請負費でございますが、市道並びに生活道の舗装を行っておりまして、平成18年度は13カ所、延長1,402メートルにかかわる工事費でございます。それから、16節の原材料費でございますが、市道補修材料、アスファルトや側溝の製品、さらには融雪用塩化カルシウムの購入費でございます。

3目の用地管理費でございますけれども、これは道路や水路等の用地にかかわる管理費でございます。主なところでは、13節委託料、これは例年いろいろな道路あるいは水路等の用地の境界を確定するために100万円の予算を計上してございましたけれども、平成18年度はそのような事案がございませんでしたので、支出額ゼロとなっております。14節使用料及び賃借料でございますが、市道用地の一部借り上げや街路灯の用地借り上げ費用でございます。

196ページから198ページにかかっております4目の道路新設改良費でございますが、これは国からの道路整備補助や起債等によりまして施工いたしました道路の新設や改良にかかわる経費でございます。主なところを申し上げますと、次ページにかけてあります13節委託料、これは工事8件の実施にかかわる測量設計委託料と工事積算システムの維持費用でございます。15節工事請負費、これは道路及び側溝11カ所と流融雪溝の電気設備1カ所の工事費でございます。17節公有財産購入費でございますが、川内地区の道路整備にかかわる用地の購入費でございます。

5目の特定交通安全施設整備費でございますが、市に交付されます交通安全

全対策特別交付金を充当して実施いたしました交通安全施設の整備にかかわる経費でございます。主なところといたしましては、15節の工事請負費、これは道路のセンターラインや外側線等の区画線、延長2万6,991メートルの工事費とカーブミラー14基の新設した工事費でございます。

198ページから200ページにかけての3項河川費、1目の河川総務費でございますけれども、これは市が管理しております普通河川の維持管理にかかわる経費と各種協会の会費や県が実施しております急傾斜地の整備事業に対する市の負担金でございます。主なところでは、200ページの13節委託料でございますけれども、市が管理しております河川の浚渫や川辺の草取りなど河川維持補修にかかわる経費でございます。それから、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、各種協会の会費及び県が実施しております急傾斜地崩壊対策事業5地区6カ所にかかわる負担金でございます。

2目の河川改修費でございますけれども、市が管理いたします普通河川の整備に要する費用や防衛省の補助事業による側溝や排水路の整備に伴う費用を支出しております。13節の委託料、これは排水路の整備にかかわる測量設計の委託でございます。むつ地区前田という地区の排水路340メートルを実施するための委託費でございます。15節工事請負費でございますけれども、平成18年度は排水路整備3カ所、側溝整備1件2カ所の工事費などがございます。

次は、第4項港湾費、1目の港湾総務費でございますけれども、これは各種協会の会費や負担金のほか、県が実施しております港湾事業、大湊港の港湾改良や港湾緑地整備、さらには港湾基盤強化、そして浚渫等の工事費に対するむつ市の負担金を支出しております。

次は、200ページから202ページにかけての5項都市計画費でございます。その1目の都市計画総務費でございますけれども、都市計画審議会にかかわる費用のほか、都市計画関連の各種協会の負担金や下水道事業特別会計への繰出金であります。平成17年11月5日に市道桜木町線の付近が陥没いたしましたことから、この特殊地下ごうにかかわる復旧予算を追加いたしまして、調査及び工事の設計、さらには工事を終了しております。補正予算額は1,203万5,000円増額となっておりますけれども、これは特殊地下ごうの費用8,993万1,000円を増額いたしまして、下水道会計への繰り出しが7,789万6,000円減額となって差し引き調整した額でございます。さらに、332万4,500円を予備費充用しておりますけれども、これは地下ごうの調査委託料が不足したことによりまして措置したものでございます。主なものといたしましては、202ページでございますけれども、13節委託料、これは陥没した

箇所の実態について、音響機器及びカメラ等による調査を委託した費用でございます。15節の工事請負費、これは地下ごうの中に充てん剤を注入することに関連した工事費用でございます。28節繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次、2目の公園管理費でございますが、市が所管しております公園、広場、遊園地など40施設の維持管理に要する費用であります。まず、7節の賃金でございますけれども、これは早掛沼公園の管理員と大畑中島児童公園の清掃あるいは雪囲い等の設置、解体の賃金でございます。11節の需用費は、消耗品のほか、公園管理棟や草刈り機の燃料費、公園の照明灯の電気料と水道料、さらには修繕料などで654万846円支出しております。13節の委託料でございますけれども、遊具の保守点検のほか、公園及びトイレの維持管理にかかわる委託費用でございます。14節の使用料及び賃借料でございますけれども、公園用地の借上料と桜祭り期間中のトイレの借上料でございます。

次は204ページ、3目の大湊駅前広場管理費でございますけれども、これは駅前広場の植樹帯やモニュメント等の維持管理にかかわる費用でございます。総額64万3,026円支出しております。

4目早掛レイクサイドヒルキャンプ場管理費でございますけれども、市民あるいは旅行者に自然との触れ合いの場を提供するというふうな目的でつくられたところでございまして、そのキャンプ場の維持管理に要した費用でございます。11節の需用費でございますけれども、これは維持管理に要する消耗品や管理棟とケビンハウス、草刈り機の燃料費及び電気料、水道料のほか修繕料でございます。13節の委託料でございますけれども、キャンプ場の窓口業務や清掃等の委託費用、さらには浄化槽の維持管理及び自家用電気工作物の保安業務等の委託料でございます。なお、この費用につきましては、キャンプ場等の使用料が平成18年度では266万7,000円ほど収入となっておりますので、それらを充当しております。

5目の野平高原キャンプ場管理費でございますけれども、川内ダム環境整備及びレイクオアシス整備の事業で緑と水に親しむ公園として整備された施設の維持管理にかかわる費用でございます。主なところでは13節の委託料ですけれども、トイレや周辺の清掃業務のほか、広場、遊歩道の草刈り、花壇の草取り、浄化槽の保守点検管理の委託料でございます。

204ページから206ページにかけてあります6目かわうちまりんびーち管理費でございますけれども、海岸に親しむための空間づくりを目的といたしまして、平成4年度から県が整備したものでございます。平成13年度から供用しておりますけれども、平成18年度に完成し、覚書の取り交わしによりまし

て現在市が管理しているものでございます。主なものといたしましては、7節の賃金、これは7月の中旬から8月の末までの水泳監視員の賃金、それからトイレ、シャワー等清掃員の賃金でございます。206ページの13節委託料でございますけれども、備考欄にあるように、施設の維持管理業務の委託費用でございます。

7目の川内溪谷遊歩道管理費でございますけれども、これは平成3年に整備されました遊歩道、トイレ、駐車場、ほかに公衆電話ボックス等がある大滝小公園の休憩所の維持管理にかかわる経費でございます。主なものといたしましては、13節の委託料でございますけれども、遊歩道の草刈りや小公園の清掃、浄化槽と給水設備の保守点検にかかわる管理委託料でございます。

8目の下北駅前広場整備事業費でございますけれども、測量調査や実施設計の予算といたしまして、当初では1,592万2,000円を計上しておりましたが、平成18年の12月定例会におきまして、用地の購入費と物件の移転補償費6,437万9,000円を増額補正しております。その中で主なところを申し上げますと、まず12節役務費でございますが、これは事業認定説明会の開催を広報するための新聞の広告料といたしまして16万9,050円を支出しております。また、13節の委託料でございますけれども、これは調査設計や測量業務及び事業認定にかかわる関係図書作成業務の委託料といたしまして1,449万円を支出しております。17節の公有財産購入費でございますけれども、これは駅前広場の用地といたしまして、平成18年度は2社から1,793.64平方メートルを単価3万700円で購入し、5,506万4,748円を支出しております。また、22節の補償補てん及び賠償金でございますけれども、これは購入いたしました用地内の物件、工作物とか立木その他の動産の移転補償費といたしまして931万3,327円を支払いしております。なお、この財産購入及び移転補償費の支払いの際には鑑定をしていただきまして、対処しております。

次、208ページの住宅費でございます。1目の住宅管理費は、市内全域の22団地、戸数にいたしまして604戸の市営住宅の管理費でございます。11節の需用費は、市営住宅の修繕料が764万8,687円、いずれの住宅も老朽化しているというようなことで修繕料に需用費の87%を占める結果となっております。13節の委託料でございますけれども、今後の住宅整備計画等の方針をまとめるために、その調査の委託料945万円のほか、緑町団地の浄化槽、受水槽、さらには消防設備等の管理業務の委託料を支払いしております。15節工事請負費でございますが、これは市営住宅の屋根の塗装工事やひさし改修工事及び一部団地の火災警報器の設置費用でございます。19節負担金補助及び交付金でございますが、昭和町団地から緑町団地へ移転していただいた2世帯の

移転助成費のほか、県公営住宅整備事業連絡協議会の会費でございます。

2目の市営住宅建設費でございますが、これは市営住宅緑町団地建設用地財産購入費、平成17年7月に議会で可決していただきまして購入したものでございます。面積は9,189平方メートルでございました。それを7年間で分割返済することになっておりますけれども、そのうち平成18年度の分4,448万2,000円を支出したところでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） まずは195ページの委託料の一番上のむつ市降雪予想業務委託料というところですが、この降雪予想業務はどんな方法で、どういうふうな内容で委託しているのかお知らせください。

次に、橋りょう工事で街路灯の新設または補修業務があるのですけれども、毎年大体40灯から50灯前後の新設街路灯が、公衆街路灯があるのですけれども、これは住民要望に対して、この数は建設部として無難な数だと思っているのか、それとも少ないと思っているのかお知らせください。

あわせて土木維持費の道路の舗装または側溝の工事ですけれども、これもまた住民要望に対して多いと思っているのか、こんなものだと思っているのか、それとも足りないと思っているのか、お知らせください。

最後は、公園管理費についてです。さまざまな児童公園または運動公園も含めて、公園がありますが、そのトイレが相当老朽化しているということで、今後改修する見通しがあるのかお知らせください。

以上です。

○委員長（白井二郎） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

まず、第1点目の降雪予想でございますけれども、これは毎年11月ころ、今年度の降雪状況について委託をいたしまして、予報を送っていただいております。毎日送っていただいております。この中で注意報、警報及びそれからきょうの雪の降りぐあいとかというのを判断しまして、各担当者がそれを自覚いたしまして、出動体制をとるという形になっております。

2点目の街路灯の新設数と住民の要望でございますけれども、これは要望はかなり多くて、新設の数では追いつかない状況でございます。

それから、3点目の道路舗装と住民要望でございますが、これも同様に頑張っはいますけれども、まだまだ住民の要望にはこたえられない部分が多いというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） お尋ねの児童公園等のトイレの関係でございますけれども、非常に老朽化してございます。それで、前にも早掛沼公園のトイレも老朽化して、花見のときちょっといかがかなというお話もございました。便器のほう、小さい子供が使う分には非常に便槽の下が大きく見えて、少し苦慮しているのではないかというお話もございましたものですから、便器のほうの部分は、変えられるだけの範囲で順次変えさせていただいております、なるべく穴が小さくて、下が見えないような形をとろうということでは随時努力してまいっているところでございます。抜本的な改革ということにつきましては、なかなか予算の範囲内ということでご理解いただきたいと存じます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 最初の降雪予想業務委託についてなのですが、気象庁からアメダスの情報でもらっているのですか。最近降雪降雨予想で川内地区の予報がテレビ等に入らないことに気がつきまして、何でかなと思ったら、川内地区に多分アメダスがないのですよね。そこはわかりますか。川内地区の降雪予報を、どういうふうに入手しているのか、ちょっとお知らせください。

あと街路灯の新設については、住民要望が相当あるにもかかわらず、予算の関係でなかなかうまく進んでいないという答えをいただきましたが、これは、現場も調査していると思いますけれども、予算要求しているのかしていないのか。土木工事の未舗装の場所に対する部局として予算要望しているのか、していないのか。あとは、都市公園のトイレの関係ですけれども、これは今課長が言ったとおりの現状だと思いますが、業務の効果のところを見ると、市民に安全で快適な空間を提供するというふうなことになっています。どう考えても快適な空間にはほど遠い現状になっておりますので、これも計画的に進めるべきと思いますが、どういうふうにご検討しているのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

まず、降雪予想の入手先でございます。これは今現在吉田産業というところと契約締結しておりますけれども、気象庁が主だと思います。ちょっと私もその辺は確認しておりませんが、毎日送られてきております。ただ、今の予測は田名部地区と大湊地区、この2件しか出てこないのです。その他

の地区については、予測は出ておりません。

それから、2点目の街路灯につきましてですが、我々も予算要求はいたしております。なかなか住民の要望件数にはこたえられない。しかし、維持補修につきましては、随時足りなくなれば補正を組んでという対応をいたしております。

次に、舗装につきましても同様の対応となっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） 公園の順次整備見直しというような観点でございましょうけれども、我々といたしましても、逐次その公園の見回り等草刈り並びに遊具点検保守等に鋭意努めているところでございます。トイレの改修も含めまして、危険な箇所とか、そういうものにつきましては順次対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 降雪予想以外のものについては、よくわかりました。

そこで、最後ですけれども、降雪予想業務の委託ということで、旧むつ市内だけの情報しかもらっていないということではありますが、合併してから新むつ市で一番雪の多いところは川内地区だというのは皆さんご存じだと思ひます。当然除雪に対してはさまざまな住民要望も多い仕事でありまして、では川内、脇野沢方面、どんなことになって、どういう判断で除雪作業をして、除雪作業にかかるのかというふうなことを考えると、やはり判断の材料が今のところは人の勘とか地域の情報をもらって作業に入るというふうなことになっていると思ひますので、先ほど言った、多分川内地区にアメダスがありませんので、今後どういう方面からやればいいのかはちょっとわかりませんが、アメダスを設置してほしいという要望も含めて、この降雪予想についてはぜひもう少し踏み込んだ取り組みをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 建設部長にお尋ね申し上げたいと思ひます。今決算を見ると、相当数の測量あるいは工事にかかわる委託料が支払われておるわけで、土木のほうは当然専門的な分野で職員を配置していると思ひます。測量なり、それにかかわる仕事、実際図面をかいいたり、そういうものを全体の何%ぐらいを職員がやっているのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

まず、土木工事に関しましては、土木課の中に維持係と土木係がございまして、維持係のほうは係長以下一般職 2 名で合わせて 3 名でございます。それから、土木係のほうは係長以下一般職 4 名で合わせて 5 名でございます。できるだけ軽微な、規模的に小さいものにつきましては、直営で職員に設計、測量していただいておりますが、大規模な工事になりますと、かなりそういう専門的な機具とかなかなかないものですから、専門の業者に委託せざるを得ない状況にありますので、そういうふうな進め方をしております。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 確かにそれは我々もそういう理解のもとに、私もそうしてやってきた一人でありますけれども、ただ財政的に大変厳しい中で、できるだけそういう専門家、要するに採用の時点でそういう方を採用して、できるだけ職員でもってやれるような体制をするべきであろうと。というのは、今はどうなっているかわかりませんが、私が在職中は、下北の建設業協会のほうで、専門的な分野で教育資金をやって、そして地元で採用するようという方向性で今まで来ていると思います。ただ、現在それが私も 2 年数カ月の空白がありましたから、どういうふうになっているのかわかりませんが、何せなかなか帰ってこないというのが経緯でありました。そういうことを含めて、当然毎年数名の職員を採用しているわけですから、そういうふうなことも考えながら採用せざるを得ないのかなと。これは、市長がいないものですから、この決算に対して、私個人といたしましては、そういう市長の見解を求めなければならない、そういう考えを持っているわけです。それを今副市長に尋ねても、恐らくは最高責任者がいないものですから、その辺については回答できないかと思っております。いずれにしても、そういう考え方でやはりこれから機能運営をしていかなければならないのではないかな、このように思っておりますので、私の意見として述べて終わりたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷功委員。

○委員（新谷 功） 8 款の土木費のうちの 8 目下北駅前広場整備事業費についてお伺いしたいと思っております。その中の 22 節の補償補てん及び賠償金 931 万 3,327 円の移転補償費を見ておるのですが、下北駅前整備促進特別委員会のときにおいて、公有地の購入費等は知っておったのですが、この補償補てん及び賠償金について実績報告書を見れば、工作物 2 件となっておりますけれども、この工作物というのは何なのか。それから、もう一つ、あわせて今後の下北駅前整備計画を教えてもらえればありがたいと思いま

す。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

工作物というのは、今駐車場を整備しましたけれども、あそこは前にコンクリートが敷いてあって、そこを日通さんが借りて使っておったわけですが、そういうコンクリートの補償と、それからあそこは線路敷でございます、ホーム側に砂利があったわけなのです。これは、鑑定屋さんに頼みまして、こういうのは補償対象になるということで、それによって積算された額でございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、今後の予定でございますけれども、平成19年度はあとJRからの用地取得が残っております。駐車場は、もう整備終わりました、今月中に供用開始する予定でございます。

あとは、来年度になりますと、駅舎の工事をJRさんがされますものから、その周辺の外構を市でやると、それとあとトイレを整備すると。その後平成21年度に、駅に向かって右側になるのですけれども、そちらのほうのロータリー部分を整備して完了するという予定になってございますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） ただいまの説明によれば、日本通運さんの駐車場のコンクリートというふうに理解していいかわかりませんが、そう私は理解したが、その部分は購入したわけですね。購入して、それが工作物ということになるのか。鑑定では、そうであるから補償したと。そうすれば、そのコンクリート部分の駐車場は、どのくらいで、この九百何十万になるのか。

もう一つ、また工作物2件とありますから、そのコンクリートの駐車場のほかに何かあるのか。もしあったら、説明していただければ助かります。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） ただいまのお尋ねにお答えしますけれども、あくまでも用地取得した部分は、底地の用地で用地取得費をお支払いしております。そのうえに、例えばコンクリートとか、アスファルトとか、そういうものはあくまでも工作物扱いということになってございます。それに対する補償でございます。さらに2件というのは、ちょっと手元に詳しく資料を持ってきていないのですけれども、砂利とか枕木とか、そういうのも地権者所有ということになってございますものから、それに対する補償だということになっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

195ページの街路灯についてですが、私が早朝新聞配達をしてずっと歩いていくと、地域によってかなりアンバランスがあるなと感じるのです。街路灯をこの形で作るといってもいいのですが、動くものに反応して、ライトがつくものがありますよね。そういうものも採用するという事になれば、今世界的に温暖化ということで、なるべくエネルギーを使わない社会づくりをしなくてはならないというふうになっていますから、そういう動くのに反応してライトがつくようなものも採用するという事は検討したことがないものかどうか、お聞きいたします。

○委員長（白井二郎） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

街路灯につきましては、ほとんど定額の契約になっております。センサーがあるかないかではなくて、1灯幾らという形になっておりますので、センサーは必要ないかと思えます。また、センサーをつけることによって、設置工事費がさらに高くなるというふうになるかと思えますので、よろしくお聞きいたします。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 今設置費用が高くなるということですが、定額だからいいのだということではなくて、とにかく電気は夜になるとずっとつけているわけですから、電気の無駄かなと思ひます。ですから、設置費用が若干最初高くついたとしても、だれもいないときは消えていると。何か動くものがあれば反応してつくというのがそれなりに長い目で見ればやはり地球に優しい、そういう街路灯になるのかなと。それは全部そういう方向ではなくて、例えば今もういっぱいいついてところは、もう電柱あるごとについている地域がある。そういう場合は、例えば少し、間、間にそういう反応式のものを設置するという事でも十分防犯には対応できるのではないかなというふうに考えております。そこら辺のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○委員長（白井二郎） 土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） お答えいたします。

まず、センサーをつけて、しょっちゅう点滅するという事になりますと、町なかでございまして、夜住宅が寝静まったころ、ついたり消えたりということも考えられます。それから、高さについて、子供が通った場合、大人が通った場合、車が通った場合とさまざまな対応をしていかなければならないということになりますと、かなり難しいのではないかなというふうな気は

たします。一つの案としては、電気の節約という関係ではいいかと思えますけれども、我々が今街路灯として対応していくにはちょっと無理があるのではないかと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 委託料について、どこの部署も委託料という項目が非常に多いわけです。先ほど委託料の質問がありましたけれども、207ページの下北駅前広場整備事業費の中の13節委託料、その3番目、下北駅前広場整備事業事業認定図書作成業務委託料525万円、これはどういうものなのかご説明いただきたいと思えます。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） お尋ねにお答えします。

これは、事業認定をとりますと、市が用地取得し、売った側の税控除が受けられる、そういうもののために事業認定を受けるというものでございまして、売った側の5,000万円控除が受けられるということでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） ちょっと今の説明では私は理解できないのですけれども、売った側に見せるための図書なのですか。これは認定図書を作成するための委託でしょう。もう一度お願いします。

○委員長（白井二郎） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（山本伸一） こういう事業をやりますということで住民説明なり、所定の手続を踏みまして、県に事業認定の申請をいたします。その事業認定にかかわる、もろもろの図書を作成いたしまして、かなり厚いものなのですけれども、それを県のほうに申請いたします。ここにこういうものをつくりますよということで申請しまして、その事業がその事業認定として認可されますと、売った側の土地の所有者に対しましては、税の5,000万円控除が受けられるという特典が出てまいります。そういうことでございます。それがなければ普通の税控除の対象になります。そういうことになってございますので、事業認定を受けべく委託をかけまして、控除を受けるということになります。あくまでも市から県に申請しまして、その図書を作成するために市で委託をかけまして、こういう事業をやりますということで県の認可をもらうということのための作成費でございます。

○委員長（白井二郎） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） そうしますと、いわゆる所有者だった方が免税措置を受けられるためのいわゆる書類だと、こう理解すればいいですね。先ほども申

上げましたけれども、この3件の委託料の委託先だけ教えてください。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

まず、上段からいきますけれども、広場の調査設計委託料、これはむつ市内の有限会社下北測量でございます。

それから、2点目、3点目の委託料は、八戸市の佐藤技術株式会社でございます。

3点目のこの事業認定の図面あるいは書類等の作成につきましては、先ほど都市計画課長が申しあげましたように、県のほうにこの事業が必要なものであるということ、それにその事業にかかわる図面、書類等を整備していただいたものでございます。それによって、県から事業認定された際、今度はスムーズにその土地の取得も可能になるということで、このような事務手続が必要になっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 土木費だけに限ったことでないのですけれども、いろいろな負担金が出ています。県の工事にかかるものの市町村分の負担金というのは当たり前の話なのですけれども、例えば195ページの県道路利用者会議負担金17万4,000円、それから201ページの県河川海岸協会会費、あるいは県治水砂防協会会費、こうあるのです。そして、商工のほうにもいろいろ負担金がありましたけれども、この負担金の額の算定根拠。そしてこれに例えば会議があって出席しているのか。このことについて、まずお尋ねをいたします。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 建設部に限ったことでないということでお尋ねでございますが、このような各種団体は全国的に、あるいは県単位で運営していくためにこのような負担金、会費が必要だということでご案内をいただいているわけでございますので、それに基づいて納付していると。こんなことを言いますと大変失礼なのですが、澤藤委員も元は役場の職員ということで、そういうふうなこともずっと納めてこられたらうと思います。

それで、年1回の総会とか、あるいはまたその団体によります職員の研さん、研修の機会があるごとに職員は参加して、いろいろな知識の向上のために参加させていただいております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 今の答弁、すごくもったもなのですが、この県道路利用者会議負担金というものの会議に出たことがあるのか、そしてどういう内容の会議なのかについて、もう少し詳しくお尋ねいたしたいと思います。

それから、往々にして、例えば下北地区の、あるいは県の会議、負担金を取って、総会だけをやっているという団体がないのか。これは、総体的には総務部長の答弁も必要かと思いますが、そういう団体の負担金があるのではないかと私思っております、その辺のお考えについてもお尋ねをいたします。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えにならなくて大変申しわけないのですが、この場に細かい資料を持ち合わせておりませんので、後ほどその会の趣旨、あるいは目的等を整理いたしまして、別の機会にお答えをさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 負担金、補助金、主に負担金でございますが、澤藤委員もご承知のとおり、全科目にわたると言ってもよろしいかと思っております。これは、澤藤委員もご承知かと思っておりますが、推しはかってみれば、国家組織の各省庁のそういう省益といいますか、例えば今の土木行政でございますが、それらを地方公共団体が共通の事業事務として国のほうでも推進するためにはこういう全国組織あるいは東北支部、青森支部、そういう組織のもとに共通の要望、あるいは働きかけをして、地方自治体が事務的にも有利な利益を、恩恵をこうむると。そういうようなことでの今までの全国組織、あるいは東北、県支部と、こう連なっております。それは、とりもなおさず各農林水産あるいは公共事業、そういった国の組織における省益としての、また自治体推進のための組織として、今に始まったことではなく、もう国家、行政組織のそういう組織設立と同時に現場の円滑な推進ということで来ていると思っております。

今私どもむつ市では、支部単位、県組織の単位では会議等に出席いたしております。土木で言えば、特定地域振興重要港湾、こういったのも今事業が行われており、全国で6地域ぐらいしかないのですが、事業推進に我々としてはそういう青写真、計画、そういったものは非常に参考になっておるところでございます。全国組織、東北支部、そういった大会には今のところは財政状況から出席いたしておりません。県単位で全国の情報が集まりますので、そういった段階で対応しているということをご理解を願いたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 今省庁において特殊法人等の見直しが行われておりまして、非常に日本的な、ある意味では悪弊があるのだらうと私なりに理解をしております。それによって予算の獲得ができないというような場合もあるようですけれども、なるべく会議に出て、その実態をやっぱり変えていくというような市町村なりの努力が必要な場合もあると思います。そしてまた、この負担金全般にわたって、もう役目を終えたそういう団体もただらと總會だけをやって懇親会をやって終わりというような団体もあるようでございますので、そうしたことが行われぬように、関係する部局長には英断を持って、その会を廃止しようというような発言もその場で行って、経費の節減に努めていただきたいと、こう思います。

終わります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それでは、第9款の消防費についてご説明いたします。210ページから212ページにかけてでございます。

第1目常備消防費でございます。これは、下北地域広域行政事務組合に対する負担金が主なものとなっております。

次に、第2目非常備消防費でございます。これは、むつ市消防団の維持運営に要する経費を支出したものでございます。

次に、第3目水防対策費でございます。これは、むつ、川内、大畑、脇野沢4地区にあります水防倉庫の維持管理に要する経費を支出したものでございます。

次に、第4目防災対策費でございます。当該年度は、青森県総合防災訓練が当市をメイン会場に実施されました。それに係る経費が主なものでございます。その他負担金では、県の防災ヘリコプター連絡協議会への負担金、県地域情報ネットワーク市町村等負担金の支出が主なものとなっております。

次は、212ページでございます。第5目消防施設整備費でございます。これは、大曲地区の40トン級防火水槽を移設する工事を実施したものでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年

委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

防災対策費に入るのかわかりませんが、私の知っているところで、火事に遭って半焼けになった家があるのです。それが何年も放置されているような家で、今は猫のすみかになっているようなところで、それこそ住宅街の中にあるのです。そういうのは市としては、例えば早く撤去しなさいとか、何も対策はとれないものなのかどうか。やはりいろんな意味でも、半焼けで窓は壊れ、当然中に入れる。そういう家が放置されているということ自体、まちの風景にとっても大変よくないし、防犯の面でもよくないなと思っておりますが、そこら辺の市の対応というのは特にとらなくてもいいものかどうか、お願いします。

○委員長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

基本的には個人の財産でございますので、市にはそういう権限はございません。ただ、災害等風が吹いた場合とか、さまざまなことがありますので、指導はしてございますけれども、権限はございませんので、指導の範囲を超えてはかなり難しいものがあるかと思えます。ご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 多分私がイメージしているのと総務部長がイメージしている家が同じであろうと思うのですが、後で私が具体的にその家をお教えしますので、ぜひ指導をしてもらえればなというふうに思います。要望して終わります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 1点だけお知らせください。

下北地域広域行政事務組合負担金なのですけれども、この負担金の内容の中に、例えば消防ポンプ車をむつ市に配備する場合、ここの負担金、補助金の中に含まれるのかどうか、先にお知らせください。

○委員長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この中に当然含まれます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） ということになりますと、仮に、はしご車を買うという場合は、ここの負担金、補助金の中に含まれる、そしてむつ市の持ち出しに

なるということで間違いはないかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） そのとおりでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 防災対策費に関連するのですが、今町なかの空き家の問題が出ましたけれども、旧大間鉄道の大畑二枚橋地区に市が所有する鉄橋がございます、ピア。これが最近劣化し風化して、コンクリートが落ちてくるというふうな状況になっていますが、この対策について考えておられるかお尋ねをいたします。

○委員長（白井二郎） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（八重樫 明） お答えいたします。

先ほどお話があったように、ことし土砂が崩れてきまして民家を直撃したということで、大畑庁舎である程度の対応をしていますけれども、今後、鉄橋から民家に落下してくるものの措置について、今盛んにその対応方法について検討しております。具体的に建設部と協議しながら、そのできる範囲の対応を考慮したいと思っていますので、よろしく願いいたします。大畑庁舎の関係者が先に、その落石してきた対応を考慮して、それなりの措置をしたのですが、その後、このままだと、また災害の危険が起こり得るということで、本庁舎の防災調整課、それから建設部土木課、この辺の中で対応を検討しているところでございます。よろしく願いします。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 戦時中の随分古い構築物でありますので、当然最終的には全部崩落してくるといような、経年とともに劣化が激しくなって、いずれ物というものはなくなるわけですから、今検討しているといようなことでございますが、これの全部撤去ということも視野に入っているのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（白井二郎） 防災調整課長。

○総務部防災調整課長（八重樫 明） 今のところ全体的ということでなく、今民家に影響がある部分ということで緊急に対応すべき場所と、その部分の検討ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 澤藤一雄委員。

○委員（澤藤一雄） 今の答弁は、多分二枚橋の入り口の下り坂の、坂を下っていくと左側のことだと思ふのですけれども、それもあるのですけれども、実際に陸橋になっている、下狄川にかかる鉄橋も随分劣化しておりますので、そのことも視野に入れた対応が必要だろうと、私は今それを申し上げている

ので、その部分についてのご答弁をお願い申し上げます。

○委員長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 防災調整課長がお話ししたのと、委員のお話ししたのがちょっとずれている部分がございますので、その辺のところを調査しまして対処いたしたいと思います。よろしくお話ししたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

ここで午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで土木課長より発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

土木課長。

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） 委員長のお許しを得ましたので、発言の訂正をさせていただきます。

先ほど斉藤孝昭委員の降雪予測についてのお尋ねに対し、予測箇所が田名部地区と大湊地区ということで2カ所というふうに申し上げましたが、帰って調べましたら、すべての地区が予測対象となっておりますので、お許しいただきまして訂正させていただきます。

（「川内も」の声あり）

○建設部副理事・土木課長（太田信輝） はい。川内、大畑、脇野沢、全部で5地区が対象となっております。

○委員長（白井二郎） 以上で発言の訂正を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（新谷加水） 10款教育費についてご説明をいたします。214ページをお開き願います。

教育総務費のうち教育委員会費、1目教育委員会費でございます。これは、教育委員4名に要する経費で、1節の報酬が主なものでございます。

同じページの2目事務局費でございます。これは、教育委員会の運営に係る事務局の経費でございます。教育長及び事務局員36名に係る給与費のほか、7節の学校以外の臨時職員6人分の賃金、それから次ページ、217ページにございます12節役務費、学校等災害保険料が主なものでございます。

次に、216ページ、3目義務教育振興費でございます。これは、義務教育の振興に係る経費でございます。7節の語学指導助手ALT4名の賃金、それから11節の教師用教科書、指導書及び学力検査用紙等の需用費、それから9節の旅費のうちジュニア大使13名の派遣事業費に要した経費、これは471万8,184円でございますけれども、この中には随行4名を加えまして17名の経費、それから8節の教育相談支援員6人分の報償費、こういったものが主なものでございます。

次に、218ページ、4目の教育研修センター費でございます。これは、教育研修センターの管理運営に要した経費でございます。指導主事1人分の給与費、それから教育相談員2人分の報酬、それから教職員の各種研修講座の開催経費等が主なものでございます。なお、研修講座につきましては、23講座を開催しておりまして、受講者は542名でございます。

次は、220ページ、5目の学務管理費でございます。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助等の事務事業に要した経費でございます。主なものといたしましては、19節の幼稚園の就園奨励費、20節の準要保護及び要保護児童・生徒への就学援助費、それから7節のスクールサポーター10名の賃金、こういうものが主なものでございます。

同じページの6目教職員住宅管理費でございます。これは、53戸ある教員住宅の維持管理経費でございます。当年度は旧佐助川小学校の教員住宅2棟を解体撤去した工事費が主なものでございました。ちなみに、現在25人の方が入居されております。

次、222ページ、2項小学校費でございます。1目小学校管理費でございますが、これは小学校22校の管理運営に要した経費でございます。技能員、調理員18人分の給与費のほか、7節の臨時技能員19人分の賃金、それから11節、13節の学校管理に要した各種事務委託費及び光熱水費、それから224ページの15節学校整備に伴う各種工事請負費、こういうものが主な経費でございます。

次に、224ページの2目教育振興費でございます。これは、小学校22校の教具教材の購入費でございます。

次に、226ページ、3目第三田名部小学校建設費でございます。これは、文字どおり第三田名部小学校の建設事業に要した経費でございます。大変大きな減額となっているわけでございます。これは当初、当年度拡張用地を購入する予定であったわけでございますが、用地交渉が不調に終わりまして、建設用地を移転することとなったことから、当該経費を執行残として減額したものでございます。

次に、3項中学校費でございます。1目中学校管理費。これは、中学校10校の管理運営に要した経費でございます。技能員、調理員16人分の給与費のほか、7節の臨時技能員8人分の賃金、11節、13節の学校管理に要した各種業務委託及び光熱水費、それから次ページ、15節の校舎整備に伴う各種工事請負費、こういうものが主な経費でございます。

228ページ、2目教育振興費でございます。これは、中学校10校分の教員教材費でございます。

次に、4項社会教育費でございます。230ページ、1目社会教育総務費でございますが、これは社会教育の推進及び生涯学習推進体制の整備に要した経費でございます。一般職員4人分の給与費のほか、13節の海と森ふれあい体験館シェルホールの指定管理委託料、1節の社会教育委員、生涯学習推進会議委員等の報酬が主なものでございます。

次に、232ページ、2目公民館費でございます。これは、中央公民館4館と地区公民館24館の管理運営に要した経費でございます。職員8人分の給与費を除いた主な経費では、1節の社会指導員、少年教育指導委員、地区公民館長等の報酬、それから11節、13節、それから15節の各館の管理に要した各種業務委託料及び光熱水費、工事請負費等が主なものでございます。

次、ページがずっと飛びまして、236ページです。3目図書館費でございます。これは、中央図書館及び3つの分館、ブックモビルの管理運営に要した経費でございます。職員8人分の給与費を除いた主な経費では、公民館同様、施設の管理に要した各種業務委託料及び光熱水費、そのほか図書館協議会委員、図書館奉仕員等の報酬が主なものでございます。ちなみに、図書館は現在蔵書数が約12万冊、分館分が3つの分館を合わせて約1万冊、平成18年度の利用状況につきましては、約6万5,000人が19万5,000冊を利用しております。6万5,000人のうちブックモビルの利用者が約4,000人ということでございます。また、分館の利用者が約5,000人ということでございます。

それから、次は238ページ、4目の文化振興費でございます。これは、芸術、文化の振興、文化財の保護等に要した経費でございますが、経費的にはニホンザルとの保護共生事業に要した経費が大半を占めてございます。7節の野猿監視員、野猿公苑管理人等の賃金、11節の需用費のうち花火、BB弾、えさ代等が主なものでございますが、そのほかでは文化財保護審議会委員及び社会教育委員の報酬、また文化財に係る調査、各種行事に係る講師等の謝礼等がございます。

次に、240ページ、5目学習センター管理費でございます。これは、宇田水源池公園内にございます学習センターの維持管理に要した経費でございます。

して、シルバー人材センターへの管理業務委託料が主なものでございます。

同じページの6目視聴覚振興費でございます。これは、視聴覚ライブラリーの運営に要した経費でございます。主なものはDVD、ビデオ等の教材備品の購入費でございます。

次は、242ページ、5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費、これは社会体育の振興、各種体育団体の育成援助に要した経費で、職員12名の給与費のほか、19節の北奥羽総合体育大会等各種大会補助金、体育協会初め各種団体への運営補助金及び負担金が主なものとなっております。

次に、244ページ、2目学校保健費でございます。これは、児童・生徒の健康診断や、けが見舞金の給付等児童・生徒及び教職員の健康管理に要した経費で、学校医等への各種検査診断委託料、それから19節の日本スポーツ振興センターへの医療費給付負担金、これが主なものでございます。

次に、246ページ、3目学校給食費でございます。これは、文字どおり学校給食事業の運営及び給食施設の設備の維持管理に要した経費でございます。主なものとしたしましては、臨時調理員27名分の賃金のほか、大畑地区では調理運搬委託をしてございますが、その委託料、それから20節の扶助費、準要保護、要保護児童・生徒に対する給食援助費ということになってございます。

同じページの4目体育施設管理費でございます。これは、運動公園、大畑中央公園、ふれあいスポーツパーク等の体育施設の維持管理に要した経費でございます。主なものは、臨時職員の賃金、それから13節の大畑中央公園、川内球場の管理委託料、それから15節の施設の整備補修工事費、こういうふうなものが主な経費でございました。

それから、248ページです。5目体育館管理費でございますが、これは市民体育館ほか川内地区、大畑地区の各体育館の維持管理費でございます。11節の光熱水費、それから次ページ13節の各種業務委託料が主なものでございます。

次は、250ページ、6目スキー場管理費でございます。これは、釜臥山スキー場及び於法岳スキー場の管理運営に要した経費でございます。7節の臨時職員15人分の賃金、11節の光熱水費、13節の各種業務委託料が主なものでございます。なお、当年度釜臥山スキー場におきましては、記録的な暖冬少雪でございまして、営業日数がわずか23日、これはこれまで最低でございました。平成元年度の53日の半分以下ということで、リフト利用者数も約6万5,000人、これは前年度比で約20万人の減で、リフト使用料も554万8,400円と例年の4分の1以下という状況でございました。ちなみに、於法岳は利用

者が417人、利用料4,300円、大畑地区の兔沢スキー場は78人で9,450円という状況でございました。

次に、252ページ、スキー場拡張整備費でございます。これは、文字どおり釜臥山スキー場の拡張整備事業に要した経費でございまして、平成11年度に着手した事業でございますが、8年間を要してようやく平成18年度で完了したところでございます。当年度は2億878万2,000円でゲレンデ整備、レストハウス等の建設を行ったところでございます。

同じページ、8目のウェルネスパーク管理費でございますが、これはウェルネスパークの指定管理料でございます。ウェルネスパークにつきましては、当年度の利用状況を申し上げますと、利用者数が13万1,000人、使用料が約4,680万円という状況でございました。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 決算書の238ページです。文化振興費の需用費の関係で、主要施策の実績報告書のほうは112ページです。ここにニホンザル保護共生事業の各地区、脇野沢、大畑、川内、この被害の金額が載っているわけでありまして。平成18年度ニホンザル保護共生事業の成果が記載されておりますけれども、これは農作物被害調査の被害額であって、被害の補償額とは違うのではないかなと、こういう感じをして受けとめているわけです。その辺をまずお願いをしたいと思います。

それと、平成19年度は農作物の被害の補償予算額を計上していないということになっておりますけれども、その点についてもお伺いしたいと思います。それに伴って、12月の中旬に我が脇野沢地区の被害の調査をするようですが、もしその被害額の確定をしたならば、3月定例会で予算措置をするのかどうか、その辺もお伺いいたしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） お答え申し上げます。

実績報告書にございますのは、被害額ということございまして、平成18年度は当初予算に100万円計上してございまして、この範囲内で脇野沢地区のみについて被害補償したということでございます。これは、市町村合併以前、旧脇野沢村におきましては実費補償、それから補償金ということで、農家の方々に補償をしてきたという経緯を踏まえまして、平成17年度、平成18年度までは、全額ではないのですが、100万円以内ということで、98万3,912円ほどの農作物被害補償をいたしたところでございます。

平成19年度は、計上していないのではないかとということでございますが、市町村合併をいたしまして、頭数の増加に伴い被害地域が川内地区、それから大畑地区にも拡大しているという状況がございます。それから、農作物の被害がサルだけではなくてクマ、あるいはカモシカといった動物によってもたらされている。午前中にありました水産物ではトドの被害というようなものについても国のほうでは無主物ということで被害補償制度が整備されていない状況にあるわけございまして、農作物どころか人に対しても補償されていない。そういう状況があるものですから、脇野沢地区だけに補償するというになると地域格差を生ずることになる、公平性を欠くというふうなことでございまして、かといって、またこれ全域についての補償をしていくということになると、かなり莫大な金額になっていく。今は300万円程度でございますけれども、今は頭数が1,800から2,000とも言われておりますが、これがまた増加して、被害額が増大していくというふうなことも予想されるところでございます。これらをすべて市が肩がわりしていくというふうなこともなかなか難しい状況ございまして、平成19年度については国への補償制度をお願いするということで、市としての補償は取りやめをしている状況でございます。

それから、被害額の確定、これについては脇野沢庁舎教育委員会教育課長からご説明を申し上げたいと思います。

○委員長（白井二郎） 脇野沢庁舎教育委員会教育課長。

○脇野沢庁舎教育委員会教育課長（山崎秀春） 山崎委員にお答えしたいと思います。

今部長からもお話がありましたけれども、平成19年度はいろいろな問題、それから地域格差が生ずるというふうなことで、前市長からも早く是正しなさいという指導がありまして、平成19年度は当初予算に被害補償額は計上しないということで来ていました。そういうふうなことでは、主要施策の実績報告書の112ページには被害額が脇野沢地区、川内地区、大畑地区の合計が324万4,382円となっておりますけれども、この状況からいくと、今言ったように頭数の増加等から見れば、今後恐らく500万円以上にはなるのではないかなという危惧をしております。そういう状況から国・県の補助金がないということで、今のむつ市の財政事情を考えれば、今後も補正予算を組むという状況にはならないのではないかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

今年度の調査は12月17日から20日までの4日間、脇野沢地区で実施をいたします。それから、各庁舎には既に産業振興課のほうに同じ調査票をもって

平成19年度も調査するように、脇野沢庁舎から産業振興課長の名前で提出をしています。できれば県のほうも早目に被害額を出していただきたいというふうなことです。12月の末か1月の初めごろになるかと思います。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 内容については、理解をするわけでありませぬけれども、平成18年度は脇野沢地区だけの補償で100万円以内というようなことで予算措置をしてもらったということについては、よその地区のほうはこうして見ますと、まだ川内地区も、あるいは大畑地区のほうも少ないのです。それぞれの地区がそれなりに調査しなければならぬのですけれども、平成19年度は恐らくは500万円程度、総体ではそのくらいの被害金額になるのではないかなということでもあります。最初は我が脇野沢地区でえづけをして、世界でも貴重な北限のサルだということで指定をされまして、それがこのような状況になったのです。本当に農家の人たちも、最初は貴重なということもあって、えづけをしてふやしたのですけれども、今ではもう手に負えない。逆に我々市民がおりの中で暮らさなければならぬというような状況に今日なっているわけです。これは大変だと思います。そういう中で、農家の人たちが耕作意欲をなくす、これが私は一番問題があるのではないかと。ただ、我々も指導してきたのは、自分の畑は自分で守ることを指導したものの、朝早く、あるいは夜遅くに出て、追い上げはしているものの、どうにもならないというのが現状だと思います。そういう中で、予算措置をしないということは、農家の人たちの耕作意欲をなくする。これはもう我が脇野沢地区では九艘泊がいい例であります。そういう中で、これから広がろうとしている、大畑地区、むつ地区、川内地区もそうですけれども、その辺についてもう少し、前の市長は、査定をしてゼロにしたかもわかりませぬけれども、やはり私は先ほども言ったように、新市長にそういうことをただしたいわけです。後で総括でお話を申し上げたいと思っていますけれども、やはり市のほうの財政は厳しくても、それなりの措置をしてほしいというようなことを私はまずお願い申し上げたいと、このように思っているわけでありませぬ。

10月16日の東奥日報によりますと、むつ市長が野生動物の対策室を設けると、これに重点を置かなければならぬというような考え方の記事が載っています。そういう点で、できれば第2次保護管理計画に基づいて、その防除対策を講じていただきたいと。市長がいませぬから、教育長にお願いを申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。村川壽司委員。

○委員（村川壽司） 3つほどお聞きしたいと思います。

1つは、体育関係の施設等の問題です。いろいろ修繕費等が挙げられておりますけれども、その修繕された場所がどこなのか、はっきりわからないところがございまして、どの部分が平成18年に修理改善されたのか教えてほしいなと思います。私の見た目では、今まで改善された部分は体育館においてはジェットヒーターですか、暖房がきかないためにステージ側のほうに2基つけたのが目新しい改善点かなと、そう思っております。あとは、体育館の、特に男子の便所、前にも一般質問でお話ししたことがありますけれども、小さい子は、おしっこするのに届かないと。そして、先日も小さい子たちを中心に綱引き大会等も開かれたのですけれども、その台も準備されていない。そういう点で、やはり、幼児向けと言うとちょっとあれですけれども、1つ、2つは低学年向け用のトイレもつくる必要があるのではないかなと、そう思います。あの体育館を改修するとなれば、別に新しい体育館をつくらなければならないくらい相当な経費がかかる、そうも思いますけれども、最小限度直せるところは直して新しい方に手渡す、管理してもらおうと、そういう方法を考えていかかかなと思います。

運動公園の陸上競技場においても、第3コーナーから第4コーナーにかけての競技場と、その区別もちょっと今言葉が出てこないのですけれども、あのネット、3本ほど折られていました。それで、そこから出入り自由にできると。そういう点で、そこは確かに課長さんとも現場を見てもらって、ことし直していただいたのですけれども、そのほかの細かいところもやはりわかるように見せてほしいなと思います。

それから、先ほどのお尋ねともダブるのですけれども、その運動公園内のトイレについてです。野球場と陸上競技場の間に新しいトイレができました。しかし、そこまで来るのは大変です。テニスコート近くにあるトイレとか遊園地にあるトイレは、いわゆるすとんと落ちるトイレと。非常に危険です。それをよく感じたのは、実は先般山田町でおばあちゃんが行方不明になりました、町内の人たちを含め、消防の方たちと一緒に捜索の手伝いをしたのですけれども、運動公園を中心に上、下、浜のほうを探しながらも、運動公園ではやはりそういうトイレ等の施設が非常に気になりました。そういう点で今後どうするのかもお知らせしていただければと思います。

それから、学校関係でよく気になるのですけれども、新しい校舎で大平中学校の体育館と一般の教室に渡る通路ですか、冬の時期になれば、ベニヤを張るわけですか。それは、防雪用なのか、何か不備があってそういう手段をとっているのか、その辺も教えてほしいなと思います。新校舎なので、特に気になります。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

まず1点目、体育館の修繕料につきましてですが、これにつきましては、むつ市民体育館、大畑体育館、川内体育館の3体育館の修繕料がこの中に含まれておりまして、中身の詳細につきましては、ちょっと私まだ把握しておりませんが、この修繕料につきましては、壊れた都度早急に対応する部分の修繕料でありまして、例えば電気のスイッチが壊れたとか、水道が壊れたとか、そういう部分につきまして早急に対応しております。

あと、むつ市民体育館の男子の小用の便器の件ですが、これにつきましては、昭和53年に建設以来そのままの高さになっておりまして、やはり委員おっしゃるとおり、小さい子供さんの場合は届かないということで、奥のほうに、台を随時用意しております。子供さんにつきましては、その台を使用させていただくという体制にしております。

次に、運動公園のトイレの件であります。テニスコートの上のほうにある1カ所と、あと児童公園のほうに1カ所、これにつきましては従来どおりのトイレになっております。順次改修ということですが、なかなかできません。テニスコートの場合はテニスコートの管理棟のほうに男女の水洗トイレがあります。あと、委員が先ほどおっしゃいましたように、陸上競技場と野球場の間に水洗トイレが設置されていると。あと野球場のスタンドの中、陸上競技場のスタンドの中ということで、大会のときは、そちらのほうも使用できるというようなことになっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 委員にお答えいたします。

大平中の渡り廊下の下に冬の間コンパネを張っているということですが、多分現場でグラウンドからの雪の、風の吹きさらしですか、そのための防護さくだと思われまますので、ご了承をお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 村川壽司委員。

○委員（村川壽司） では、わかりました。

そこで、1つだけ早急をお願いしたいのは、先ほどの昼休みに、私うちへ行ってご飯を食べてきたのですけれども、運動公園の駐車場、野球場の下の駐車場にはこの時期天気のいい日は車が20台、30台、きょうもそのくらいの数の車がいました。そこで休憩その他というふうになるのでしょうか、

やはり周りにはトイレは全然ないわけです。結局あってもベニヤでふさいでしまって、その人たちは休んで、そういう場合、どっちへ車を動かすものかなど。前は、ちょっと走っていけばというのに、そういう様子もあるということも知っていただければなど。それで1カ所だけでも、どこか開放をしてくれれば、そこで休憩をとる人たち、作業員の人たちも大変助かるのではないかなど、そういう感じがしましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 1点だけお尋ねをしたいのです。先ほどの部長の説明の中にもありましたが、義務教育振興費の中のジュニア大使の派遣事業が、今年度で9回目を迎えていると。こういうような状況で、旧むつ市の時代から、この派遣事業が実施されているということで認識をしているわけでありませぬ。具体的にはアメリカのポートエンジェルズ市との相互の交流と、こういうようなことであるわけでありませぬが、生徒が13名ということで、引率者含めて17名派遣している。そこでお尋ねをしたいわけでありませぬが、この募集方法をどのように行ったのか。また、選考方法、そしてその中で募集選考の学校別の内訳、まずその点についてお知らせを願いたいと思ひます。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

毎年約40人から50人ぐらいの応募がありませぬ、選考基準なわけですが、論文、それから人物、面接等で総合的な判断で選考してひます。なお、地区ごとのことなわけですが、できれば私たちはそれぞれの地区にそれぞれの学校で最低1人というように考えてひますけれども、あくまでも選考が人物とか、さっき言ひました面接とか、論文等の総合的な判断で選んでひますので、場合によっては、その地区でだれも選ばれないというようになわけもあります。

それから、子供たちは、国際交流員ということで、ポートエンジェルズ市に行ってくるわけですが、私も団長として一緒に参加し、子供たちにとっては非常に貴重ないい経験になるのではないかなど思ひてひました。なお、帰ってきてから、各学校で報告会を持ちませぬ、いろいろな部分で国際交流に努めてひるといふようなことがありませぬ。そういう選考基準と、それから人数については今お話ししたとおりですので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（白井二郎） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 先ほどのお尋ねに具体的には答えてもらえないので、き

よう資料の持ち合わせをしていないとすれば、先ほど言いました各学校ごとの応募があった人数、選出された人数、学校別に数字でよろしいですので、お知らせを願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） 学校別の人数は、今資料を持ち合わせていないのですけれども、平成18年度に関しては、旧むつ市内が10名、それから大畑地区が2名、川内地区が1名、脇野沢地区がゼロとなって、合計17名になっています。なお、脇野沢地区に関しては、たしか応募がなかったのではないかなと思っていました。

以上です。

○委員長（白井二郎） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 旧むつ市の時代からということで、これらの事業についての必要性については、ある程度の認識をしているつもりではありますが、国際化なり、そういう中で、しかし成果の内容等についても、我々にもそれなりに後でもよろしいですので、内容についてお知らせを、具体的に文書にしてお知らせを願えればという要望をしておきたいと思います。

それで、今後のこの事業については、教育長にお尋ねをしたいわけですが、今後の平成20年度以降の派遣事業についてはどのように考えているのか、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 目時委員のお尋ねでございますけれども、ただいま学校教育課長のほうから若干お話がございましたが、やはり日本にいて日本人が国際化とは申しますものの、やはり自分の足で、目で見るということはどれほど子供にインパクトを与えるかといいたいまいしょうか、そういう点ではすばらしい成果があるなど、こんなふうには見えているわけでございます。また選考等々につきましても、やはり向こうに行きまして、アメリカなわけでございますが、そこに行って、みんなの前で発表できる力、プレゼンテーションできる力というものをやはりきちっと見せていかないと、ただ単におろおろして途中で泣き出すということがあるわけでございますので、ある一定の力、心構え、それができたものをある程度厳しく選考しているというふうなことでございます。そういうことで、今まで私も10回、すべてではございませんけれども、行って経験した子供たちの将来を見ますと、やはり目的を持って高校、大学、あるいはまた一般社会というふうなことで、それぞれの分野において活躍していることは目に見えているようでございますので、やはり予算の許す限り継続していききたいものだと、このようにも考えているとこ

るでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） たくさんあるので、ちょっとわかりにくくなるかもしれませんが、我慢しておつき合いお願いしたいと思います。

まず最初に、219ページの小中一貫教育全国連絡協議会負担金とあわせて小中一貫教育に関係するのですけれども、小中一貫教育基本方針研究調査委託料、私の記憶間違いかもしれませんが、たしかこれは平成18年度の当初予算になかったとっていたのです。そののところ、もし私が間違っていれば間違っていると言ってしまうのですけれども、こうやって決算で出てきた経緯をお知らせください。

次は、小学校、中学校の管理費の関係で耐震化優先度調査委託料と、耐震診断委託料と2種類ありますが、この内容と委託業者、それとこの診断をした学校をお知らせください。

今度は231ページの脇野沢小学校、中学校PTA事業補助金。なぜ脇野沢小中学校のPTAにだけ補助金を出しているのかお知らせください。

235ページ、委託料の中で大畑公民館・体育館清掃管理、大畑小学校体育館管理業務委託料の内容をお知らせください。

次の237ページ、図書館費の報酬と賃金のところですが、図書館奉仕員と臨時職員の仕事の違いをお知らせください。

最後になりますけれども、251ページのスキー場の関係です。これも毎回言っているのですけれども、リフト券を発行するためのパソコンを借り上げしているということは毎回聞くのですが、45万円が高いか安いかというふうに考えれば、絶対高いということで毎回言っているのですが、これをやめて、手書きでやって経費節減する考えはないか、お聞かせ願います。

以上です。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 小中一貫教育にかかわります調査委託料のこととさせていただきますけれども、これは当年度八戸工業大学の月舘教授にお願いいたしまして、小中一貫教育に対応する校舎のあり方というふうなことについて調査をお願いしたということでございます。

あと協議会の負担金3万円につきましては、これは小中一貫教育の先進地でございます品川区、それから奈良市、京都市、呉市、この4つの区及び市が中心となりまして全国連絡協議会を成立いたしました。全国に呼びかけがございまして、私どもとしても、以前からその小中一貫教育に関して研究をいたしていた折でございましたので、早速入会して情報等を入手してきたと

ころでございます。

あとのものについては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） 耐震化優先度調査と耐震診断の違いについて、耐震化優先度調査というのは、ある一定規模の昭和56年以前の建物は文部科学省からの耐震診断をなささいという指導があるわけですが、1校当たり、300万円から500万円ぐらいの多額な費用を要するわけです。それでいくと、むつ地区、脇野沢地区、大畑地区、川内地区合わせて該当する校数が8校あるために、多額な金額がかかるわけです。それを許されるために、耐震化優先度調査というのをやっております。これは、簡易な耐震診断と言っても構わないのですが、大体1校当たり多くても100万円ぐらいで済むようになっております。大湊中に関しては、大分前から予算要望していきまして、平成18年度に当初予算でついておりますので、これは耐震診断を行いました。結果は、新聞等に発表になっているとおり、1階、2階はちょっと危ない状態になります。

優先度調査を行いました学校は、第一田名部小学校、第二田名部小学校、関根小学校、大平小学校、城ヶ沢小学校、脇野沢小学校、それから中学校では大畑中学校の体育館、脇野沢中学校、以上の8校で行っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 中央公民館長。

○教育委員会事務局副理事・中央公民館長（佐藤 敏） お答えいたします。

大畑公民館・体育館清掃管理及び大畑小学校体育館管理業務委託料の中身についてですが、大変申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事・図書館長（高橋まり子） お答えします。

図書館奉仕員と臨時職員との職務の違いということでのお尋ねでありました。図書館奉仕員は、図書の貸し出し、返却等、カウンター業務が主な仕事となります。そのほか図書館資料の装備等の補助ということ、それからあとは相談業務の担当もしております。

一方、臨時職員のほうは、相談事業を除いたあとは同じ業務、それから1人は移動図書館専門に乗務するというように対応しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 脇野沢庁舎教育委員会教育課長。

○脇野沢庁舎教育委員会教育課長（山崎秀春） お答えいたします。

P T Aの部分について、なぜ脇野沢地区だけなのかということですが、これまで脇野沢地区には脇野沢小学校、中学校2校しかありません。合併した当時、かなり体力的にP T Aが落ち込んでいるというふうなこと、他の川内、大畑の部分については、学校もそれなりに多くの学校があるということで、財政担当のほうに何とかお願いして、1年だけということをお願いして平成18年度補助いただいたものであります。平成19年度は、むつ市の連合P T Aに入ったことからある程度の体力を持ち直すというふうなことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） 6点目のスキー場管理費の14節、リフト券発行システムについてのお尋ねにお答えいたします。

このシステムにつきましては、私どもとしては、スキーシーズン約3カ月の間お借りしております。それで、1日券、時間券を機械に入れますと、自動的に時間、日にちが入るようになっております。そして、それがパソコンの中で料金の集計にもつながりまして、1日の営業が終わりますと、即座にその1日分の使用料が出てくるということで、私どものほうとしては、大変格安だというふうな認識を持っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 小中一貫教育の関係については、当初平成18年度に小中一貫教育に取り組んでいくという市の方針が全然わからなくて、たまたま教育民生常任委員会の行政視察で品川区に行ったら、その品川区からもらったパンフレットの中に、むつ市がそういう組織の中に入っているということが初めてわかりまして、何だ、こりゃというふうなことで思っていたのですが、平成18年度当初から予算計上していたということであれば、私たちがちょっと見忘れたのだなということで理解しました。

耐震化優先度調査、やったのはわかりましたが、ではやった結果を今後どういうふうに生かしていくのかを再度お知らせください。そして、耐震診断で不良となった大湊中学校ですか、来年度予算要求するののかもお知らせください。

次は、大畑地区の公民館と体育館、小学校の体育館の管理業務委託について、資料がないので、後ほどというふうな話でしたが、何で質疑になったかということ、特に大畑小学校体育館は単体のものでなくて、校舎と連動する

ものであって、これが一部だけ管理するために委託となっているのは不自然だということで質疑しましたので、そのところもよく後でお知らせください。

図書館の奉仕員と臨時職員の関係については、先ほど聞いたのでいいのですけれども、効率化を考えると、わざわざ臨時職員と奉仕員を別に分けて人数を採用するよりだったらそれなりの必要な人数があると思いますので、これも効率化の観点から、うまく節約する方法に努力するべきではないかという勝手な考えがありますので、そのところをどういうふうに思っているのかお知らせください。

最後のスキー場のリフト券発行システムについては、今の答えだと、集計もコンピューターでそのままできる、楽だというふうなことでありますが、このソフトというか、設備を導入したことによって人件費の削減に、たしかになっていないはずなのです。今までと同じ人数で仕事をしているはずなので、このシステムを入れたおかげで人が減ったというのだったら納得いきますが、ほぼ変わっていないので、手作業でも人が並ぶぐらいスキー場にお客さん行っていません。そのところを機械ではなくて人の手でやってもいいのではないかということの趣旨で聞きました。もう一度お答えをお願いします。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（安藤哲雄） お答えします。

優先度調査を行いました学校の順番が出ておりますので、平成20年度で今度は耐震診断の予算を要求していくつもりです。

それから、耐震診断が終わりました大湊中に関しては、これまた平成20年度に今度は耐震改修のほうの予算を要求していく所存でございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） 今のリフト券発行システムにつきましては、以前は回数券で発行しておりましたが、時間券、1日券になりましてから発行システムを入れたというふうに私聞いております。以前は、回数券でありますので、そのまま連番を打っていましたので、出した分でもって後で職員が営業が終われば集計いたしまして出しました。それで、その後リフト料金に変更になりまして、1日券、時間券というふうになりまして、以前と比べることはちょっとできないかとは思いますが、誤発行等も防げますので、私は割安ではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 大畑小学校の体育館、これが校舎と連動しているのに切り離しになって委託という形になっているのはおかしいではないかということですが、これは公民館の隣にあります体育館と、それから大畑小学校、すぐ向かいでございますので、この体育館とをスポーツ少年団等に夜9時ぐらいまで開放していたという経緯がございます。それまでは、公民館に当直を置きまして、かぎ等の管理を、この当直が行っていたということで、これを警備委託に切りかえてございまして、これを校舎と、それまでは警備委託は体育館を除く部分が大畑小学校のほうも警備委託になっていたわけですが、体育館だけは別に直営というふうなことで管理がなされていたということで、今般この大畑小学校の体育館についても警備委託というスタイルになったということであろうと思います。ひょっとしたら違っているかもしれませんが、そういうことであつたと記憶しております。

それから、スキー場のリフト券の発行システムのことでのお話がありましたが、これはその効率化についてどうなのかということなのですが、来年度より指定管理者を導入するということがございますので、この効率化ということについては、指定管理者のほうとも協議しながら、そのままの形でやっていったらいいのか、あるいは人手ということのほうで効率的なのか、この辺のところについては協議していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 図書館長。

○教育委員会事務局副理事・図書館長（高橋まり子） 図書館の臨時職員の件ですが、移動図書館車に乗務する臨時職員は別にしまして、あとの2人については、ほとんど同じ業務ということで、図書館のほうでは平成15年度あたりから奉仕員を8人にしてほしいという要求を毎年しております。ただ、金額が20万円ほど違うということで、すべてけられてきました。

以上です。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） ちょっと説明を訂正させていただきます。

先ほど大畑小学校の体育館を警備委託に切りかえたというお話をしたのですが、これは今年度からでございます。平成18年度の段階では、まだ警備委託ということではなくて、直営という形でございますので、ちょっと私間違つてご説明をしたこととなります。

この清掃管理委託料の内容については、後ほどやはりきちっと調べてご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 1つだけ最後質疑させてください。

今話をした大畑小学校の体育館の警備管理ではなくて、人に委託していたというふうな話であります。今は学校開放をどこでもやっていて、大畑地区だけが特別ではないのです。だから、何で大畑小学校を外部に使わせるためだけにこうやってお金を払っていたかというのがまず問題で、それに対して何も言わなかったのかということをしてできれば教えてほしいということと、あとは機械警備になったということでありましたが、では機械警備になったということで、今まで人がお金をもらってやっていた仕事がなくなって、その仕事をさせてもらっていた人がどういうふうなことになるのかということも心配になります。そのところをわかっていたら、最後お知らせください。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 大畑小学校の体育館につきましては、主たる業務内容ではなくて、公民館のほうのいわゆる当直警備、夜間警備、これのほうを主として、大畑小学校については、ついぞと言ったらなんですけれども、すぐ目の前なものですから、一緒に夜の部分だけ警備してもらっていたと。いわゆる戸締まり、その辺、それから火の元、火を使うことはめったにないのですけれども、そのところを警備してもらっていたということです。機械警備に切りかえましてからですけれども、この方については、特段別の部署に異動してもらったというふうなことはございません。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 2点ほどお伺いをいたしたいなと思います。

まず、243ページから245ページの欄でございます。補助金、負担金補助及び交付金についてであります。こちらのほうに内容として書かれているものは、例えば負担金とかそういうものはよくわかるのですけれども、全国スポーツ少年団バレーボール交流大会遠征費補助金、全国中学校陸上競技選手権大会遠征費補助金、東北中学校卓球大会遠征費補助金、東北中学校水泳競技大会遠征費補助金、第43回東北スキー競技大会遠征費補助金、このようにあるわけでございます。他のものの補助金に対しては私は理解をできるものであります。この補助金については、むつ市としての規定があるのかないのか、これについて全協会等々にもこのような規定があるのかと。例えば東北大会に行くと、東北大会は出ますよとか、全国大会は出ますとか、オリンピックは出ますとかあると思います。そのことをちょっとお知らせいただきたいと思っております。

それから、249ページ、先ほども質疑に出たわけですが、改めて私のほうからお聞きしたいのは、この249ページの体育館の修繕料、こちらのほうは先ほどの質疑の中ではむつ地区はどうで、大畑地区はどうで、川内地区はどうでということはちょっとできないというようなことでありました。幾ら幾らの経費はわからないというようなことでありました。ただ、昨年も私はこのことについては考えたのですけれども、随分少ないなと思えました。3つ合わせて42万4,379円というようなことでございます。あの建物は、先ほどお話があったとおり、昭和53年に建設されまして、もうかれこれ30年以上はたっているわけでございます。その中で修繕費がこれくらい少ないというようなこと、これは少なければ少ないほどいいわけですが、やはり30年近くたっているものであって、なぜこのように修繕費が少ないのかなど。また、去年も少なかったなというふうな頭がありましたので、ちょっと私のほうからも、なぜ少ないのかということもお尋ねさせていただきたいと思えます。

それから、主要施策の実績報告書の中にあります114ページ、市民体育館の利用状況であります。平成17年度、6万447人、そして平成18年度は3万1,476人、実に半減しているわけでありましてけれども、何らかの工事か、または体育館を休んだのか理由がありましたら、これもまた教えていただきたいと思えます。よろしく願います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 遠征費補助金でございますが、これはいわゆる学校の行事、学校単位で出る大会、これに限定されるわけです。東北大会、全国大会に出場が決まった場合は経費の3分の1で補助をするという一応きちんとした明文化されたものではないのですけれども、そういう取り扱いを以前からずっとしてきているということで、やってみないとわからないので、当初予算はある程度一定の額を積んでいるということだけでございます。あと足りなくなれば補正というふうなことでお願いいたしております。

体育館の利用状況について、半減しているではないかということでございますが、これはドームができたということで、これまで体育館で屋内スポーツとしてやっていたソフトテニス、硬式テニス、それからあと一部バドミントン等、こういう人たちがドームのほうに移って練習しているということで、当然正式なコートではないので、試合はできないのですけれども、練習には不都合がないというふうなことでそちらのほうに大分移って半減しているということでございます。

2番目については、担当課長から。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○教育委員会事務局副理事・市民スポーツ課長（成田晴光） 体育館の修繕費について、なぜ少ないかというお尋ねでありました。先ほどもお話しいたしました。この予算、需用費の中の修繕料につきましては、小修理、金額の余りかからない修理に充てておりまして、あとそのほかに職員で対応できる部分につきましては、職員が自ら直したりとかをしております。委員ご存じだと思いますが、体育館は大きいところでは床が一部引っ込んでいたり、あと暖房の施設が2基あるのですが、1基壊れております。あと非常用発電機も現在壊れて使用できない状態であります。これらにつきましては、専門の業者でなければとてもできないものですから、順次計画的に平成20年度から改修していく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（白井二郎） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 体育館のほうの利用状況についてはよくわかりました。

この補助金となるものであります。現在はスポーツ少年団等々が非常に活躍しておりまして、サッカーについても小学校はスポーツ少年団が東北大会に出ている、そしてバスケットボールもまた東北大会に出ていると。その中で優勝しているわけでございます。チャンスがあれば全国大会をねらうわけでございますけれども、やはりスポーツ少年団にも大変苦しい事情があるわけでございます。また、加えてバスの借り上げについても、ぜひとも教育委員会の中で相談に乗っていただくと、一般家庭の方々がすごく助かると。多額のお金を出してバスを借りて応援に行っているというようなものも、これまた一つの実情でありますし、また親の思いとしては当然ではなかろうかなと考えておりますので、その辺については、ぜひとも要望しておきたいなと。バスの借り上げ、それからスポーツ少年団についての補助金、また助成金というようなものはぜひお願いしたいなというように思っております。

次に、今は体育館の小さい部分の修繕をしているというようなことでございます。私が言いたいことを先に課長に話をされてしまいまして、床がとてでもないけれども、バスケットボールをついていても、床がほとんど使えないと。だから、この体育館では当たり前前のスポーツはできないのではないかと。走ることはできるだろうというふうに考えていますが、やはりこの修繕費については、先ほど話をしたように、専門的な業者が計画的にやるとなると幾らかかるか、途方もない、想像ができない金額がかかるのではないかなと。でありますから、目の前にある小さな部分を直しながら、だましまししながら使っているというのが実情であって、やはりその点のことを私と

いたしましては、ぜひ聞いてみたかったなと思うのであります。その点について、専門の業者が来れば、それなりに普通に使える体育館となるべく形にするのであれば、今の現状ではおおよそで結構でございますので、幾らぐらいかかるかをぜひお知らせください。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 遠征費の補助金につきましては、ご要望ということですが、私どももやっぱり同じ子供たちがやっているということ、先ほど学校単位というものに限定して市からの補助ということだったのですが、スポーツ少年団の場合でも、やっぱりそういう制度を将来的には整備していく必要があるだろうというふうに思われます。と申しますのも、バスの借上げのことにも言及されましたが、バスの借上げにつきましては、むつ市ではすべて委託に切りかえているわけです。これは、地元の2つのバス会社からの要請もございまして、民業を圧迫するというふうなことがあるものですから、できるだけ自粛してくれということで、大分前からそういう要請をずっといただいている関係上、できるだけ委託に切りかえております。バスを借上げて運行すると、かなりお金がかかるわけでございます。これを全部父兄負担ということになりますと、それぞれ一家庭の負担も相当重くなってまいりますので、この辺のところを何とか制度化できないのかなというところは私どもとしても同じ思いでございます。ただ、何せ財政状況が厳しいものですから、そう一朝一夕にはまいらないのが実情でございますけれども、今後ともぜひ取り組んでまいりたい課題であると、こういうふうに思っております。

それから、体育館のことでございますけれども、課長からもるる説明をいたしておりますけれども、現在体育館は相当な床のゆがみ、破損、屋根、ボイラー、暗幕、非常電源、さまざまなふくあいがございます。そういうことで、これを積算してはおりませんが、おおよそ億単位、きちっとやるとすると2億円かかるかもしれないという、そういう単位でございます。とても修繕というものではございまして、大規模改修と言ったほうがよく、そういうことをしないと、きちとしたものにはならないというふうなことがございます。今のところは、本当に小修繕で床にテープ張っているみたいなもので、だましまし使っているというのが実情でございます。何とか総合体育館というふうなことに着手できる日を心待ちにしている状況でございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） ありがとうございます。ただいまの答弁で十分過ぎるほ

どわかったわけでございます。私が今この質疑の中で述べたかったのは、大変窮屈な予算の中で我々もこの決算を迎えまして大変窮屈だと、これは双方が理解している部分であります。こういう状況の中で市民体育館がここにあるというようなこと、そしてまたむつ市で何かの大会があった際には、東通村の体育館を借りる、市が村から体育館を借りるということは、大変私も心苦しいなという思いの中で暮らしております。その点を考えますと、ただ予算がない、また財政にというようなことではありますが、新たな財政に向けて、いろんな条例案も出ておるわけでございますけれども、その点も踏まえますと、最低限青写真的なものもつくって、このスポーツを心がける、また生涯学習、スポーツをする人間にも夢を持たせていただけるのも、これまた行政の一つの務めではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、これもまた要望とさせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。富岡修委員。

○委員（富岡 修） 2つほどお願いいたします。

実績報告書のウェルネスパーク指定管理料のところですけども、これだけの人利用されて、さっき体育館の利用者がどうして少なくなったかと、ドームのほうに人が行っているということでしたけれども、先ほどの部長の答弁で、この売り上げについて、ちょっと聞き漏らしたので、この人数でどのくらいの売り上げがあるのか、もう一度お聞きいたします。

それから、121ページのスクールサポーターの件ですけども、先ほど10人と言いましたけれども、どの学校にどのように振り分けられているのか、もしおわかりになりましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） ウェルネスパークの利用状況についてということでございますけれども、当年度利用者数は約13万1,000人、毎月1万人ちょっとという人数でございます。当初平成18年の4月1日から指定管理者制度が始まっているわけですけども、私どもの市の見込みとしては約18万人という見込みを立てていました。これは、ただ展示会とかコンサートとかそういうものが約10万人という見込みでございましたので、差し引きすると約8万人が一般的なスポーツ利用ということになります。それからすると5万人ほど見込みをオーバーしているということになるかと思いません。

使用料ですけども、約4,680万円。このときの市の見込みとしては約2,000万円という見込みでございました。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 学務課長。

○教育委員会事務局副理事・学務課長（須藤徹哉） 平成18年度の市スクールサポーターの配置校につきましてお答えいたします。

小学校につきましては、第一田名部小学校、第二田名部小学校、苦生小学校、大平小学校、大湊小学校、脇野沢小学校、中学校につきましてはむつ中学校、脇野沢中学校、田名部中学校2名ということで10名の配置になっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 富岡修委員。

○委員（富岡 修） 先にスクールサポーターのほうからお聞きいたします。

この10人はわかります。本当は現在どういう年代の方々がついているかというのをお聞きしたいのですけれども、それはやめておきまして、これからのサポーターとして、教員免許を持った方々、若い方々、これから教員を目指す方々にそういう方向づけの前向きなスクールサポーターをここで皆さんで考えていただけないかなと。10人でも15人でも、その必要な分は必要としていいわけですが、やはり働く場所がないと。そういうことで、やっぱり若い人たちが教員を目指している方々に1年でも2年でもそういうサポーターをしながら勉強し学校を見ていただく、そういう考えがないかどうかというのを1つお聞きいたします。

それから、ウェルネスパークのほうです。約5,000万円というお金が売り上げであります。3年間で約3億5,000万円の指定管理料ですが、このまま3年間いきますと、1億5,000万円の売り上げができて、約5億円という金に3年間でこの指定管理料を含めましてなるわけです。私たちはいろんな仕事をしていますけれども、ぱっと感じただけで、これをどこかで変更するとか、見直しをする考えはないのか。3年たって、その後にその見直しが来るのか、それともこれだけの売り上げがあって、果たして2年後、3年後、このままずっと1億1,500万円の3年間の指定管理料を出していくのか、その辺をちょっとお伺いいたしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） ウェルネスパークの利用料金収入のことですけれども、確かに私どもの当初見込みよりは倍以上上がっていると。これは、当然指定管理者の営業努力もあるわけで、それはそれとして当然認めなければいけないという部分があるかと思えます。もう一つ、私ども当初人件費を5,000万円ほど見積もっておりました、19人ですか。これが今現在では32人雇用しております、6,400万円ほど人件費に割いてくれております。

私どもの指定管理の導入ということにつきましては、この雇用機会の拡大ということも、細々ではありますけれども、効果も期待してのことでございますので、この32人という、十数人多く雇ってくれていると。これはパートタイマー的な雇用形態もあるわけですが、それでも私どもの試算からすると、1,400万円ほど多くなっているというふうなことがございます。

それから、初期投資、こういう言い方も変なのですが、多分に施設としてはできてすぐそのまま渡しているということがあって、さまざまなふぐあいが生じておりました。そういうことで、契約上30万円以下のものについては、すべて指定管理者負担ということで、ブラインドを設置するとか、あるいは暖房の経路を少し修繕するとか、さまざまな修繕、手入れを行っているというふうなことが1点ございます。

それから、営業するに当たってさまざまな備品等が必要になってくるわけですが、こういうものについての初期投資も相当あったようでございます。合わせて2,000万円程度の初期投資があったようでございまして、初年度に限ってはもうけはほとんどないという状況のようです。今後どうなるかということがございますが、それは年度年度できちっと決算状況を報告してもらいますので、それを見ながら、検討し指定管理者と話し合いをしながら指定管理料についても決めていくというふうなことになっていくかと思えます。

スクールサポーターについては学校教育課長から説明いたします。

- 委員長（白井二郎） 学校教育課長。
- 教育委員会事務局副理事・学校教育課長（宮木則男） スクールサポーターの配置についてなのですが、人選については、市の臨時職員の希望者の中から、スクールサポーターにぜひなりたいという方と面接して決定していました。昨年度は10名は市費で、それから県費で5名、合計して15名になるのですが、その中で教員の免許を持った方は二、三名しかいません。これは、3月の人事が配置になった後に、各学校の講師も全部配置になった後に見つけるものですから、なかなか見つけにくいという部分があります。ただ、学校としては、スクールサポーターはやはり教員の免許を持った方がいるほうが非常に助かるということなので、今年度から学校教育課のほうが担当していますので、次年度の選出については、その辺今指摘されたようなことを配慮しながら考えてやっていきたいなと思っていました。

以上、よろしく願いいたします。

- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。
- 委員（佐々木隆徳） 学校給食費に関連しまして、脇野沢地区にある給食セ

ンターの配送業務を民間に委託するような話を伺っております。このことにつきまして、新年度の方針といたしますか、考え方を教育委員会のほうから伺います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 学校給食につきましては、川内地区の完全給食化を目指しまして、脇野沢地区の共同調理場から270食ほどを第一川内小学校に配送するという事で新年度から対応してまいりたいと考えているわけでございます。この配送業務につきましては、今お話しのように、市の車を用意して運転及び管理、それから給食の運搬、こういうものを民間に委託してやりたいというふうに考えてございます。

○委員長（白井二郎） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） できれば地元優先で、要望してお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。新谷功委員。

○委員（新谷 功） 226ページの第三田名部小学校の建設費についてお伺いしたいと思います。

この第三田名部小学校は、私が議員に当選してからことしで21年目になるかと、そのときから同僚の今は亡き葛西武元議員と、この問題を一生懸命取り上げてまいって、そろそろこの学校建設もかなりめどがついたなという思いをしておったのですけれども、このたびはまた用地取得のことで延びているわけです。この事業は当初は現在地の用地を拡張して改築するという予定だったのですけれども、用地交渉が難航したと、こういうことになっておるのです。その用地交渉が難航したということはどういうことなのかなと。これは、私なりに考えてみれば、買収価格が折り合わない、これに尽きるのではないかと思うのでありますけれども、そうであるかどうか。それで、この用地買収に当たったのは教育委員会で当たったのか、それとも他の機関に委託して用地買収に当たらせたとかを伺いしたいと思います。

また、あわせて私はこういう事業というのは、前にもしもきた克雪ドームのことを今思い出しておったのですけれども、しもきた克雪ドームもなぜ今の現在地に移ったかと。あのときも本当は運動公園のほうに求めて、そこにしもきた克雪ドームをつくると、こういうことだったのですけれども、そのときも土地の問題でもって難航して、今の現在地に移ったわけです。そのときに土地交渉に当たったのは、むつ市でなく県の土地開発公社だったと記憶しております。そのことがどうだこうだといって、これもまた買収価格が折り合わなくてそうなったと、このように理解しておりますけれども、そのことについて伺いしておきたいと思っております。

それから、こういう事業というのは、まず第一に土地買収が一番大きなウエートを占めるのではないかなと。そこで土地買収が行われて、あるいは地質調査、あるいはその構想を設計コンサルタントに委託して設計をしてもらうと、そして着手と、このような手順を踏むかと思うけれども、あわせてそういう建設スケジュール等もできれば教えていただければと、このように思います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 第三田名部小学校の用地買収がなぜ難航したかということでございますけれども、これはもうずばり価格が合わないということです。私どもとしては、鑑定価格が当然目安になるわけですので、それを大幅に超すということでは交渉ができないということで、これはやむなく断念せざるを得なかったということでございます。対応は、教育委員会でいたしました。これは、いきなりもうだめという状況でございました、それでも粘り強く3度ほど行ったと思いますが、全然もう話の席に着く気がないという状況でございましたので、これは断念を、それを市長に報告して、市長からも、こういうことではちょっとやっぱり将来に禍根を残すということで移転という決断がなされたということでございます。

当然ながら、用地の確保ができませんと、設計に入れられないわけでございます。用地の形態が決まりませんと、用地をどのように活用するか、校舎をどこにどのように建てるのかというふうなことの配置計画も踏まえまして校舎等の設計、実施設計ということになるものですから、用地を決めるということがまず大事になってくるということでございます。第三田名部小学校につきましては、今現在まだ用地買収についての交渉を継続中でございますが、ことしじゅうには何とかけりをつけて、来年度の当初予算に用地買収費を計上させていただいて、年度当初早々にでも買収に入りたいということで、およその地権者の方には内諾をいただいているという状況でございますので、あとはスムーズにいくものと思います。

そういうことで、来年度は用地買収及び実施設計もさせていただきたいものと思っております。そういうことで、実施設計をして、平成21年、22年度には校舎の完成にこぎつけたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） 今の部長の答弁では、価格が合わないと。そうだと思います。そこで部長、他の地権者に交渉をしていると、それはおおむね今年度中にめどがつくと、そのような答弁なのでございますけれども、それは大丈夫でしょ

うね。というのは、この事業が私は何で21年と、葛西武元議員の名前を出したかといえば、これは地域住民にとっての長年の悲願であったわけです。それがこんなにも延びてきておるのです。諸般のいろんな事情がありましようが、そういうことで、ぜひともこれは大変ご苦勞をおかけしますけれども、頑張っていたきたいと、このように思うわけでございます。

そこで、今平成22年度で完成と答弁なされたと思うのですが、大体これは、できれば今の第三田名部小学校の在籍数が幾ら、何人いるかわかりませんが、おおむねの建設構想というのはどのように考えて、それから見込みの事業費はどのくらい考えているものか、もし差し支えなかったらお答えしてもらいたい。

それから、部長、既に今地質調査を発注しているのですよね。そのところに部長は触れなかったのですけれども、私は前段で土地を求めたらこういう事業というのは地質調査をする云々と、こう述べました。ボーリング調査を発注した、地質調査を発注したということはそうなのかどうか、お答え願います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 他の地権者については、大丈夫なのかということですが、これは今年度、かなりの回数にわたって地元地権者の方々と話をしてまいりまして、おおよその価格についても了解を得ておりまして、あと残る方についての説得をしているという状況でございます。今年度、3月定例会で来年度予算を決定していただきますと、この方たちに売り渡し承諾書をいただくことにしたらいいのかなというふうに考えております。

それから、ボーリング調査を発注しているのかということですが、発注しております。これは、いわゆる予備調査、本格調査は来年度10本やりたいというふうに考えているわけですが、とりあえずあそこは地質的に若干心配なところもあるものですから、念のため、校舎の予定地と目されるところを1本ボーリング調査をするということで補正をお願いして今般発注したということです。発注したということは、その場所は間違いなく使う場所ということで、もうほぼ地権者の方にも了解を得、我々もそこを使うことで、ほぼもういくという、決定をしたということの意思表示ということ。そうしないと、地元の方々も、いつまでもその土音が聞こえないということ、全然遅々として進まないということで非常に不安感を持っておられるということもあります。我々のいわゆる事業スケジュールということもございませぬので、そういうことで、一応雪をつかまないうちに地質調査を終えたいというふうな考え方で発注させていただきました。

1階建てなのか、2階建てなのか、学校がどれぐらいの平米数になるのかというふうなことについては、大きいにこしたことはないかもしれませんが、それだけ超過負担になりますので、おのずと限界があるわけございまして、やっぱり2階建て程度にはしなければいけないだろうと。1階建てというわけにはなかなかいかないのではないかなと、そういうふうに思っております。

○委員長（白井二郎） 新谷功委員。

○委員（新谷 功） 地質調査の業務を発注したということは、難儀もなく事業に入ったということで私は理解しました。本当にありがとうございます。今後もいろんなことが、難儀することがあるかと思えますけれども、一日でも早い第三田名部小学校の建設に向けて努力をしていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

233ページになりますか、むつ市中央公民館の焼き物を焼く窯が壊れているということで、これは多分平成18年度中に壊れたのでしょうか。その対策を館長に聞いたら、230万円ぐらいかかって、ちょっとなかなか認めてもらえないということですが、同じ窯でなく、もっと小さい窯だと安く済むのかなということで、そこら辺のご所見をお願いしたいと思います。

それと、240ページにある学習センター管理費ですが、これは宇田の水源池公園にあるのですが、私がいつ行ってもがらんとしているものですから、この利用状況というのをちょっとお知らせしてもらえればなと思います。

○委員長（白井二郎） 中央公民館長。

○教育委員会事務局副理事・中央公民館長（佐藤 敏） お答えいたします。

焼き物の窯については、平成18年の2月に故障してございます。その前の平成14年に一度故障いたしまして直しました。けれども、平成18年の2月に故障いたしまして、業者から聞きましたら、改修不可能ということになりました。その後予算要求してございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、230万円というかなりの額になります。それで、規模については、今のサークルが3つくらいありますので、それより小さくなると対応できないということで、今のような大きさでまた要求しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 生涯学習課総括主幹。

○教育委員会事務局生涯学習課総括主幹（小鳥孝之） ただいまのお尋ねにお答えします。

学習センターですけれども、大体1年間で、件数は450件前後、利用人数

は大体3,600人から3,800人ということで、ほぼ同じような人数で利用されております。利用団体ですけれども、婦人会、子ども会、幼稚園、保育園、あと老人クラブ等でたくさん効果的に利用されていると思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

3時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それでは、第11款災害復旧費のうち総務部が所管いたします項目についてご説明いたします。

254ページでございます。第1項、第1目公共施設災害復旧費でございます。これは平成17年4月の融雪及び同年9月の豪雨により被害を受けました川内町板子塚地区の災害復旧のため用地の取得及び物件の移転補償費を支出したものでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 続きまして、決算書254ページ、第11款災害復旧費、第2項衛生施設災害復旧費、1目衛生施設災害復旧費についてご説明申し上げます。

これは、平成17年9月14日から15日にかけての豪雨による墓地公園東側駐車場奥ののり面の一部崩壊に係る災害復旧及び平成18年7月6日の豪雨により、さきの箇所と隣接したのり面の崩壊に係る災害復旧に要した経費でありまして、平成17年度発生分の工事は完了しましたものの、平成18年度発生分につきましては、年度内での工事完了が見込めなかったことから、工事請負費の一部に繰越明許費を設定いたしまして、平成19年度へ事業の繰り越しを行っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 第3項農林水産業施設災害復旧費、第1目農業用施

設災害復旧費でございますが、平成17年9月18日から19日にかけての豪雨による災害により被災を受けました脇野沢瀬野、滝山地区及び川内袈川、蛸崎地区の農地農業用施設の工事請負費1,233万7,500円が主なものであります。

第2目漁港災害復旧費であります。平成18年10月6日から8日にかけての低気圧に伴う大雨、暴風、波浪により被災を受けた関根漁港の復旧に要した工事請負費1億1,122万6,000円が主なものであります。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 同じく決算書256ページ、4項土木施設災害復旧費、1目の同じ項目でございますけれども、これは脇野沢瀬野川目地区で平成17年9月に発生いたしました豪雨による災害及び平成17年ころから、のり面がはらんだことなどを踏まえまして、平成18年9月に国土交通省でのヒアリングの結果採択されました市道九艘泊源藤城線の地すべり災害の復旧に係る工事費及び関連の費用を支出しております。なお、瀬野川目地区の豪雨災害復旧工事は、平成18年7月に完了、市道九艘泊源藤城線の地すべり災害復旧工事は、一部翌年度へ繰り越しいたしまして、平成19年7月に完了いたしております。なお、主なところでございますが、13節の委託料は、九艘泊源藤城線地すべり箇所の傾斜計、伸縮計、水位計による観測業務、さらに調査業務、そして災害査定資料作成業務の委託料でございます。15節工事請負費は、瀬野川河川災害2カ所、市道瀬野川目1号線及び市道九艘泊源藤城線の災害復旧工事費でありまして、金額はそれぞれ備考欄にあるとおりの額を支出しております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 災害復旧費全体の予算の関係について、1点だけ質疑します。

災害が起きた場合に、国の負担割合と当市の負担割合とありますが、現在災害が起きた場合に、国が負担する割合は別として、当市が負担しなければならない割合分、その災害の程度によると思いますが、どこから繰り出ししているのか。この決算書を見ると、繰越明許費ということで、お金がないので翌年度に繰り越して工事を行うというふうな内容になっていると思いますが、どういう考え方で災害復旧に当たっているのかお知らせください。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 私どもの農林水産業災害は、国庫補助による災害の暫定法及び激甚法に基づいて災害査定を受けているわけですがけれども、漁港

施設についての災害については3分の2、66.7%でございます。また、農業用施設、脇野沢地区、川内地区で農業施設が被災を受けましたけれども、農業施設につきましても、経済効果がどのくらいあるか、受益面積なり受益戸数なりでそれぞれ補助率増嵩申請をいたしまして、国から認められると補助率が決定になるわけです。今回農地については71.9%、それから水路等の施設については83.7%の補助率になってございます。その補助残をむつ市が負担するわけですが、それらについてもまた起債の措置がございまして、これを申し添えておきたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 私どもの災害につきましては、これも国の補助金を充当いたしまして実施しております。決算書では46ページ、47ページの歳入に出てまいります。工事に係る補助は3分の2、66.7%を交付していただきまして当たっております。また、設計等の委託費につきましては、50%の補助率で交付していただきまして、それらを充当して実施しているところでございます。それ以外はむつ市の負担ということになります。

以上です。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 災害復旧費の中での繰越明許につきましては、先ほどお金がないので、翌年度に繰り越したのかというお尋ねがありましたけれども、これは発注、補助採択の時期がおくれまして、年度内に完了できないのが明らかだということになり、当然平成18年度から平成19年度に繰り越したということで、財源については問題ありません。

以上であります。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 仮に財政調整基金にそれなりの額を持っているとすると、本市が負担する分は、その財政調整基金から繰り出しして工事できるのではないかというふうに前ちょっと聞いたことがあるのですが、今工事時期とか、完了の時期によって繰り越さないといけないので、こんなことになっているというふうな話だったので、財政調整基金にそれなりの額がある場合は、どのような本市の繰り出し分の扱いになるのでしょうか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 災害復旧の財源のことですけれども、あくまでも補助災害の場合は、通常補助率は3分の2、残りは地方債になります。公共土木施設災害復旧事業債の現年度分の充当率は100%ですので、補助残100%

の起債になりますので、一般財源の充当はほとんどなくなります。ですから、先ほど財政調整基金がなくても災害復旧事業の場合はすべからず財政措置されており、問題ないと思います。

以上のとおりです。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） ということは、災害があって、それを復旧するための予算は、国が交付するお金のほかは全部借金するということ間違いはないですか。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） この災害復旧事業債ですけれども、補助災害の場合に交付税の財政措置が95%ございます。それで、単独災害のほうにつきましても約50%の財政措置がありますので、どちらかといえば地方債制度の中で一番財政措置の大きいものでございます。

以上のとおりです。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第11款災害復旧費についての質疑を終わります。

次は、第12款公債費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、決算書258ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費、第1目の元金についてご説明いたします。元金は、長期債元金償還に関する経費でありまして、予算現額34億1,160万8,000円に対しまして、支出済額34億1,121万7,816円となっております。

次に、第2目の利子についてご説明いたします。利子は、長期債利子償還及び一時借入金に係る利子の支払いに関する経費でありまして、予算現額7億9,039万4,000円に対しまして、支出済額7億9,039万2,696円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） むつ市の公債費比率、新聞等で見ると大変高いわけがありますけれども、その比率が何%で、果たして今現在支払われているこの金額、これがピークなのか、あるいは来年度もこれ以上になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 平成18年度の公債費の比率のことですけれども、起債制限比率は13.9%、公債費比率が18.3%です。平成18年度から新たに実質公債費比率という比率ができました。これは、いわゆる一般会計の公債費の負担、それと特別会計であります簡水、下水、それから水道事業会計に対する繰り出しを行っておりますが、一般会計が負担すべき額、下北地域広域行政事務組合の公債費の一般会計が負担すべき額、それと下北医療センターのむつ総合病院、大畑診療所、川内病院、むつりハピリテーション病院、脇野沢診療所の公債費に係る分の一般会計が負担すべき額、そして一時借入金の利子の額を含めたいわゆる標準財政規模に占める割合ということで、今盛んに新聞等で出ております実質公債費比率が22.3%というふうになっております。

ピークはいつかということですが、平成17年度が公債費の支払いがピークでありました。その額は長期債の分で43億8,000万円ほどでした。

以上のとおりです。

○委員長（白井二郎） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 今までのむつ市の財政からいくと、大変下北医療センター、病院側のほうに相当多額の金を出しているもので、その影響が、このツケが今来ているのではないかなと、このように思っています。そうはいっても、病院側のほうも大変な赤字を抱えているものですから、当然一般会計のほうから繰り出しをしていたということは十分私もわかっています。今後それをどうするのかということで検討しているようでありますけれども、それなりに各診療所、下北医療センター等も含めて自助努力をしているというようなこともありますし、そういう点では今このピークも下がったと言えませんが、平成17年度が一番ピークであったということでもあります。いずれにしても総体的に大変な状況でいるわけありますから、その辺を十分今後いろいろな改革をしながら財政運営をしていかなければならないのではないかなと、このように私なりに考えている次第であります。

以上であります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第12款公債費についての質疑を終わります。

次は、第13款諸支出金について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、260ページをお開きください。第13款諸支出金、第1項公営企業費、第1目の公営企業費についてご説明いたします。

公営企業費は、一般会計が病院事業、水道事業及び用地造成事業会計に対して負担、補助、貸し付け、出資及び繰り出しに関する経費でありまして、予算現額28億5,183万9,000円に対しまして、支出済額28億2,792万1,771円となっております。主なものといたしましては、病院事業に要する経費でございます。約25億円ほどと全体の約90%を占めてございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 公営企業費で今話が出ました下北医療センターの負担金について、ちょっとお聞きいたします。

まず、第五次病院事業経営健全化負担金ということで5億2,000万円ちょっと負担しておりますが、この健全化負担金については、総額幾ら払わないとだめなのか。第五次病院事業経営健全化というのは、どういうふうな内容なのか、そしていつまでこの健全化の負担金を払わないとだめなのか。毎年5億円払うことによって病院の健全化がどういうふうに進んでいくのか、むつ市側は知っているのかお聞きいたします。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 第五次病院事業経営健全化の負担についてご説明いたします。

これは、平成14年度に国の採択になって出発いたしました。病院、そして市での平成14年度から平成20年度までの7年計画でございます。55億円のむつ総合病院の不良債務の解消ということで国へ健全化の申請をいたしまして、採択になったものでございます。かれこれこの健全化に腐心いたしまして、来年でようやく終わることになります。55億円の不良債務が解消されるということになります。特別交付税で国からは2億6,000万円、そして県の補助が1億3,000万円、市も1億3,000万円と、こういう負担で5億2,000万円の7年計画でそれぞれの負担割合といたしております。交付税範囲が国のほうが2億6,000万円、そしてこれについては県のほうも大きな期待をかけた健全化事業でございますので、1億3,000万円の補助をいただいております。そして、独自に市が1億3,000万円の負担をもって5億2,000万円の拠出をいたしていると、こういう内容でございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） となりますと、来年度でこの第五次病院事業経営健全化計画は終わりということになりますが、各年度約5億円ずつで7年だと35億

円にしかありませんが、当初の55億円の借金の残りの分はどういうふうになっているのか。そして、現在14年度から5億円ずつ負担していったら、その55億円が現在どういう金額になっているのか、市側はどこまで知っていますか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（田頭 肇） 残余については、むつ総合病院のほうで健全化の分として毎年その分努力をいたしております。毎年度むつ総合病院の健全化についての決算等が報告されてご存じかと思いますが、55億円のうちのむつ市が今言った5億2,000万円、これを7年間むつ総合病院のほうに拠出したしまして、残りの分については、当然むつ総合病院のほうで負担することになります。直近では、この平成19年度、平成20年度のむつ総合病院の残余の償還が非常に厳しいということで、今1月から職員の給料をカットして、そういった財源をつくるというような努力もしているところでございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 負担金を出す以上、受ける側の財政状況もわかっていながら出すのが当たり前だと思っています。中身がわからないで、もしたただい出すというだけで出しているのだったら、これは問題があるなというふうに考えます。私がもしかすれば間違っているかもわかりませんが、今むつ総合病院のその当初の負債は79億円と聞いていたと思うのですけれども、それは全然減ってなくて79億円になっているのか。私が知っている79億円というのは、負債ではなくて、何だと思えますか。という質疑はちょっとだめですね。失礼しました。はっきり言います。55億円が、では今幾らになっているかを把握しているのか、最後お知らせください。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

平成18年度で残っている不良債務につきましては、24億円ほど残っております。ですから、55億円に対して31億円解消したということで、残り24億円を解消すると。これは、平成19年度、平成20年度で解消するということになります。

以上で終わります。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。貸付金の15億9,500万円、下北医療センター短期貸付金ですが、これは平成17年度は9億9,500万円で、6億円ふやしたという、この理由をお聞かせください。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

平成18年度から電源立地地域対策交付金を病院に直接充当するという
ことで、その額は5億9,732万円、直接充当を行っております。したが
いまして、どうしても国庫支出金が歳入になるのが例年出納整理期5
月になりますので、その間のつなぎ資金ということで6億円増額した
ということでありまして、以上です。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） となると、これから続くという15億円では
ないということでしょうか。

また、平成17年度と同じ9億9,500万円に戻るとい
うふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、ずっと
もう15億円という感じが続くのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 平成19年度予算におきま
しても、一応当初予算の段階では電源立地地域対策交付金を6
億円直接充当するという形でこの貸付金も6億円増額して
おります。ですから、来年度以降については、直接充当の
関係で、その辺調整になるかとは思いますが、以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第13款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第14款予備費について理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 262ページをお開きください。第14款
予備費、第1項予備費、第1目の予備費についてご説明いた
します。

予備費は予算の不足を補うために各款の事務事業へ充
当するものでありまして、当初予算2,500万円の計上
に対しまして、充用額1,737万7,110円とな
っております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第14款予備費についての質疑を終わります。

次は、第15款繰上充用金について、理事者の説明を
求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 264ページをお開き
ください。第15款繰上充用金、

第1項繰上充用金、第1目の繰上充用金についてご説明いたします。

繰上充用金は、平成17年度の歳入に不足を生じたため、それを補てんする財源として平成17年度へ繰上充用したものでありまして、予算現額24億8,817万7,000円に対しまして、支出済額24億8,817万6,164円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第15款繰上充用金についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の審査は、この程度にとどめ、明日12日午前10時からの委員会で審査を続行いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時49分 散会）